

第2期 琴浦 すくすくプランの策定について

令和2年3月16日
子育て応援課

1 概要

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「次世代育成支援行動計画」と、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「子ども・子育て支援事業計画」をあわせ、琴浦町の子育てを取り巻く総合的な計画として「琴浦すくすくプラン」を策定しています。

今年度が第1期計画の終了年にあたることから、内閣府が示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、その確保を目的とした数値について見直しを行いました。また、ニーズ調査結果及び、第1期計画の取組状況とその検証結果を踏まえ、第2期計画を策定しました。

2 計画期間

令和2年度～令和6年度

3 経過

○子ども・子育て会議

- ・令和元年10月24日

「琴浦町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果報告

「第2期 琴浦すくすくプラン」改定に向けてのポイントについて
協議

- ・令和2年1月16日

「第2期 琴浦すくすくプラン」素案について協議

- ・令和2年2月10日

計画素案について再協議

○パブリックコメント

- ・意見募集期間 令和2年2月14日～令和2年3月5日

- ・意見の提出状況 1件

※詳細は別紙「第2期 琴浦すくすくプラン（案）に対するパブリックコメント実施結果報告書」のとおり

第2期琴浦すくすくプラン（案）に対する パブリックコメント実施結果報告書

1 意見公募の内容

第2期琴浦すくすくプラン－琴浦町子ども・子育て支援事業計画・琴浦町次世代育成行動計画－（案）

2 意見募集期間

令和2年2月14日（金） から 令和2年3月5日（木）まで

3 周知方法

琴浦町ホームページ、役場本庁舎・分庁舎、まなびタウンとうはく（琴浦町図書館本館）、町内こども園・保育園で公開

4 意見の提出状況

郵便	ファクシミリ	電子メール	役場へ持参	計
			1	1

5 意見の内容

その他（意見等）

対応方針：①反映する（一部のみ反映するものを含む）②既に盛り込み済み
③今後の検討課題 ④対応困難 ⑤その他（意見等）

項目	応募意見	応募意見に対する町の考え方
項目なし	一時預かり事業について、家庭等で保育が一時的に困難な乳幼児に対し、認定こども園・保育所で預かるのは重要である。	<p>家庭で保育を行う場合でも、保護者の就労・通院・買い物等により、一時的に保育が困難になる場合があります。</p> <p>このような、子育て家庭のニーズを踏まえ、現在、町内において2ヶ所の園で一時預かり事業を実施しております。</p>

②

第2期琴浦すくすくプランの策定について 【概要】

琴浦町の子育てを取り巻く総合的な計画として「琴浦すくすくプラン(琴浦町次世代育成支援行動計画・琴浦町子ども・子育て支援事業計画)」を策定しています。

今年度が第1期計画の終了年にあたることから、内閣府の示す基本指針、ニーズ調査結果及び、第1期計画の取組状況とその検証結果を踏まえ、第2期計画を策定しました。



改訂の概要

● 第3章 子ども・子育て支援事業計画に係る基本的事項について

保育・教育の量と、出生状況等や利用現状から、今後の見込み・確保方針を見直しました。

- ① 教育・保育給付の認定区分別に量の見込みを見直し、確保策に反映しました。
- ② 地域子ども・子育て支援事業に「産後健康診査」の項目を追加しました。
- ③ 地域子ども子育て支援事業の利用現状及び実績から、量の見込み及び確保策を見直し、確保策についてより具体的に明記しました。
- ④ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保についての項目を追加しました。
- ⑤ 認定こども園等から小・中学校連携の推進方を具体的に明記しました。

● 第4章 計画の基本目標と行動計画

計画の基本的事項の変更及び、ニーズ調査結果等を基に、基本目標と行動計画を変更しました。

(主な内容)

- ① 基本目標1「地域における子育て支援」に、「町内子育て支援マップの作成」「長期休業期間児童クラブ」「自治公民館を活用した子どもの居場所づくり」「チャイルドシート助成事業」等を追加しました。
- ② 基本目標2「親子の健康確保と増進」に、「産後健康診査」「特定不妊治療費助成事業」「人工授精助成事業」を追加しました。
- ③ 基本目標3「子どもの心身の健やかな成長に関する教育環境の整備」に、「ICT教育推進に向けたハード面の充実」「ICT教育に向けた教職員の指導力向上」「ペアレントトレーニング教室」等を追加しました。

● 第5章 計画の推進に向けて

「子ども・子育て会議」における課題の把握と協議の項目を加え、子ども・子育て会議は点検、評価をすることとどまらず、子育てに関する課題等について継続協議する場でもあることを明記しました。

計画の具体的事業について見直しました。

(主な内容)

- ① 実績及び各機関の計画に基づき、令和6年目標事業量等の見直しを行いました。
- ② 新たに計画された事業等について追加しました。





第2期 琴浦すくすくプラン

琴浦町次世代育成支援行動計画 琴浦町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

琴浦町

目 次

第1章	計画策定の基本的な考え方	
1	計画の趣旨・位置付け	1
2	基本理念・基本目標	1
3	期間	2
第2章	子どもと家庭を取り巻く現状と課題	
1	琴浦町の現状	3
2	琴浦町の子どもたちの状況と子育ての実態 (二一ズ調査より)	8
第3章	子ども・子育て支援事業計画に係る基本的事項について	22
第4章	計画の基本目標と行動計画	
1	施策体系図	30
2	基本目標と行動計画	31
第5章	計画の推進に向けて	
1	計画の実施状況の把握及び推進に向けて	42
2	事業の実績及び実施目標	43
資料編		
	・琴浦町子ども・子育て会議条例	54
	・琴浦町子ども・子育て会議委員名簿	55
	・琴浦すくすくプラン策定の経過	56



第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の趣旨・位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、琴浦町の子育て施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定めるものです。

乳幼児期の教育・保育の充実や地域における子育て支援、親子の健康の増進、子ども等の安全の確保、児童虐待防止対策の充実など、妊娠期からの切れ目のない総合的な支援を推進します。

2 基本理念・基本目標

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互協力して行うこととされています。

また、子ども・子育て支援法において、給付や支援内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なもので、地域の実情に応じて総合的、効率的に提供されるよう配慮することと定義されています。

これらの考え方をもとに、基本理念・基本目標を掲げ、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てにともなう喜びが実感されるようなまちづくりを目指します。

◆基本理念

楽しいよ 子育て一緒に 親育ち 地域で応援 琴浦町
～ゆとりある 豊かな子育て 未来を築く～

◆基本目標

1	地域における子育て支援
2	親子の健康確保と増進
3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
4	子育てを支援する生活環境の整備
5	仕事と家庭の両立
6	子ども等の安全の確保
7	要保護児童・障がい児等への対応

<本計画の根拠となる法の基本理念>

◆子ども・子育て支援法◆

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

◆次世代育成支援対策推進法◆

(基本理念)

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

3 期間

計画は、5年を1期として策定するものとし、第2期計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間としています。なお、各施策の進捗状況について、年度ごとに分析・評価するとともに、中間年にあたる令和4年度に策定時以降の変化に合わせて、計画の見直しを行います。

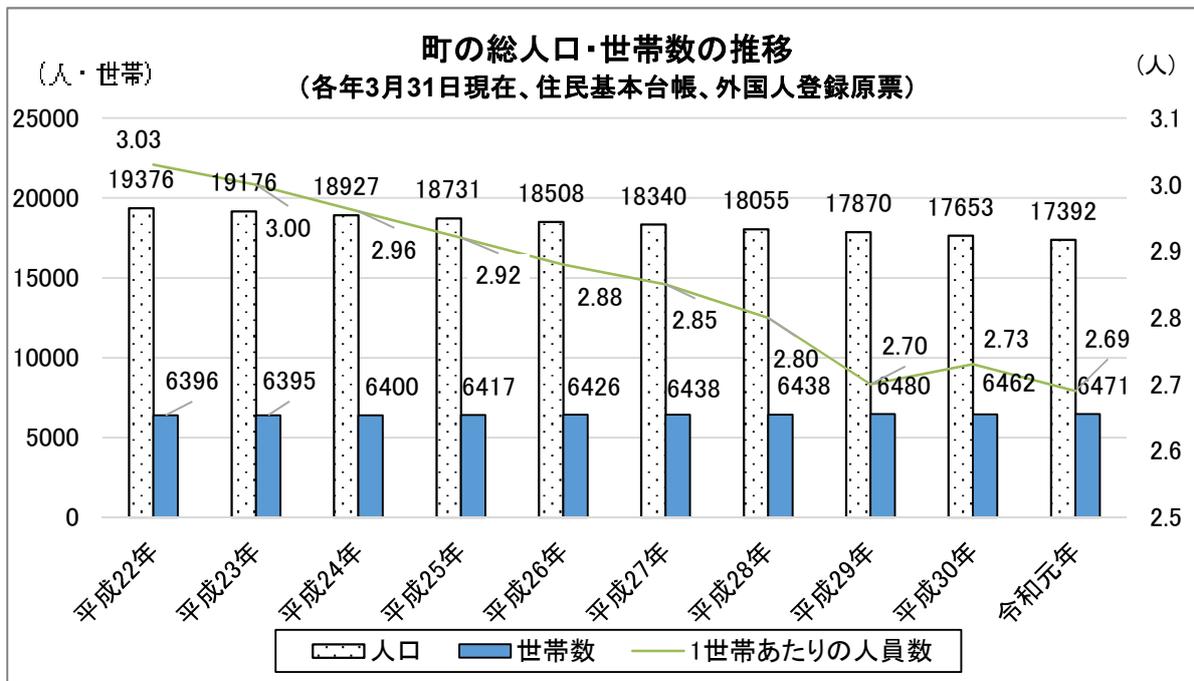
平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		見直し							
(第1期計画期間)									
			ニーズ 調査実施	策定			見直し		
					(第2期計画期間)				

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題

1 琴浦町の現状

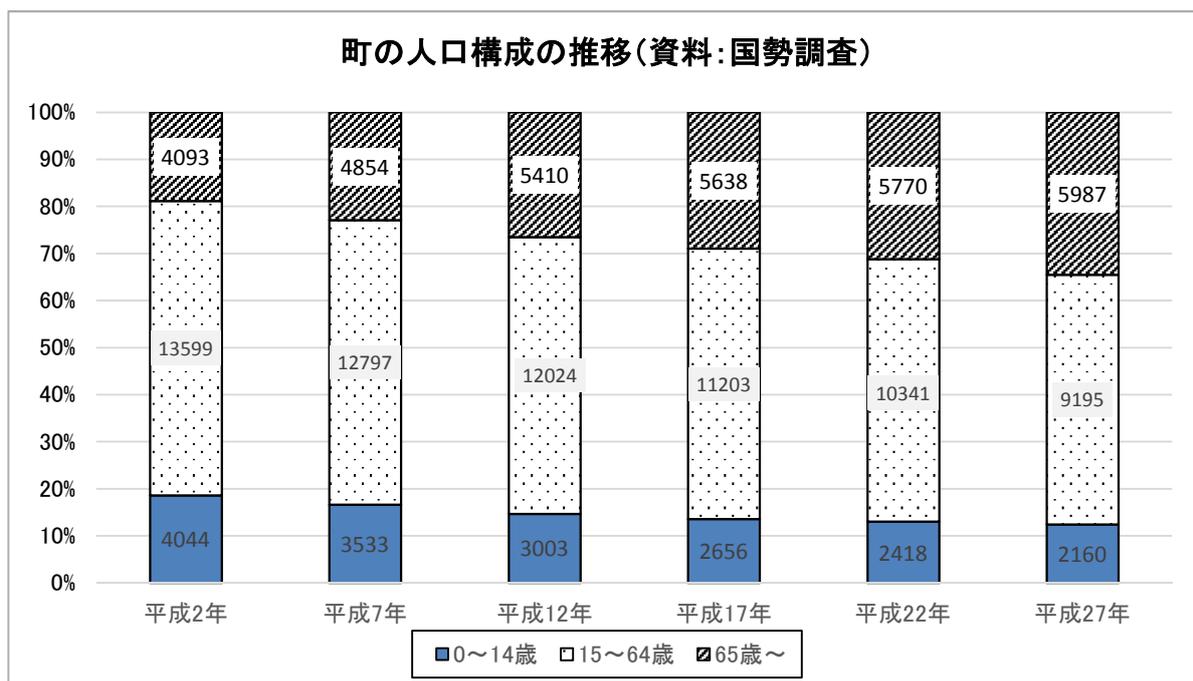
1 町の総人口・世帯数の推移（人口の動向・世帯の動向）

本町の総人口は年々減少していますが、世帯数はほとんど増減がないことから、1世帯あたりの人員数は減少しています。この結果から、単身世帯や核家族世帯が増加していると考えられます。



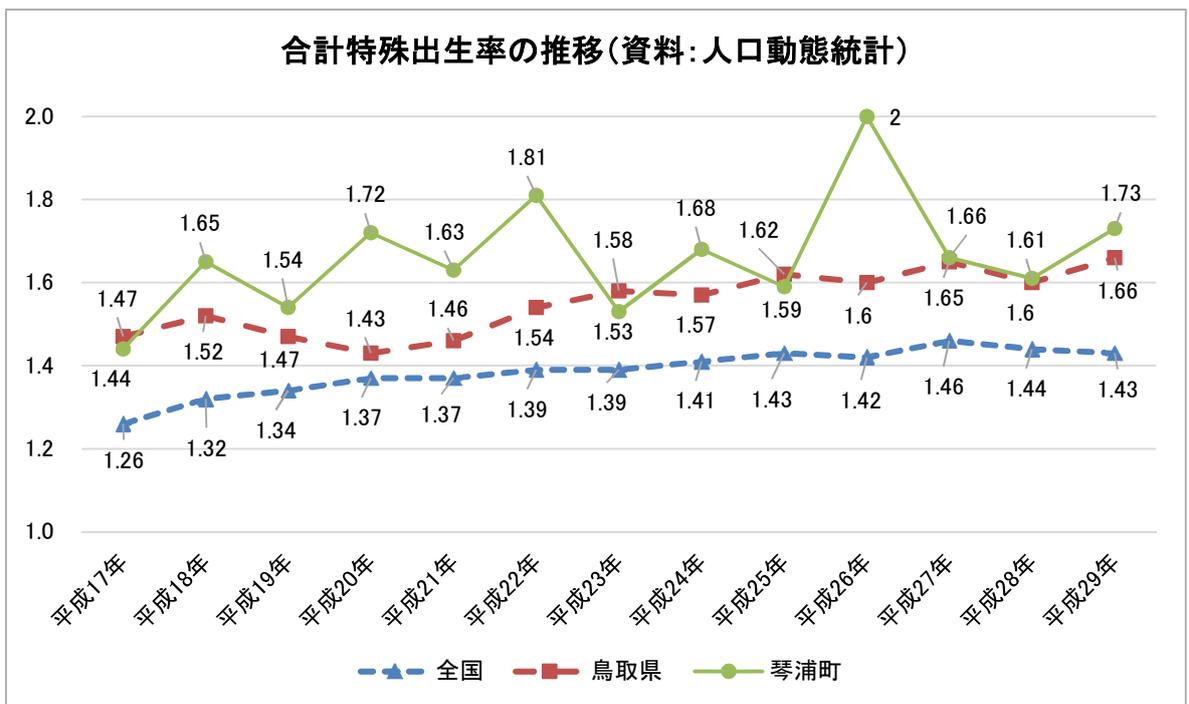
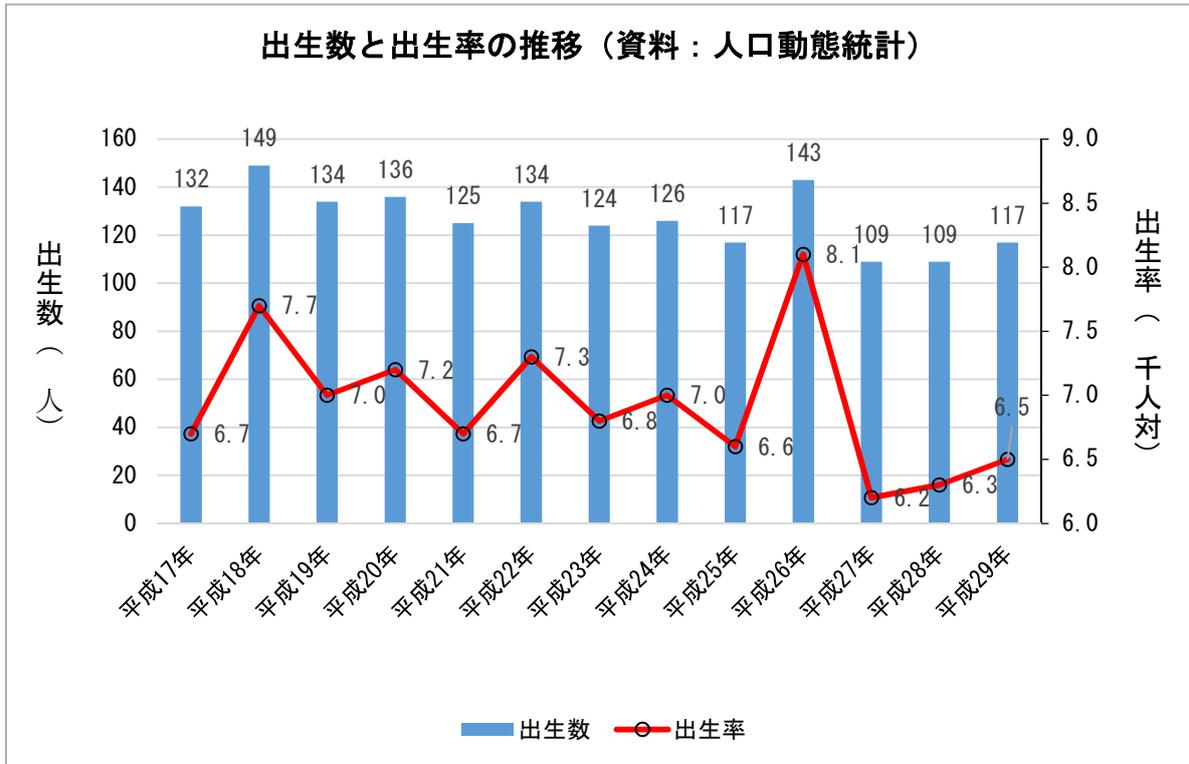
2 町の人口構成の推移

本町の人口構成の推移をみると、過去25年間で65歳以上の高齢者人口の割合は1.46倍に達する一方で、14歳以下の年少人口は5割程度に減少する等少子高齢化が著しく進行しています。



3 町の出生状況の推移

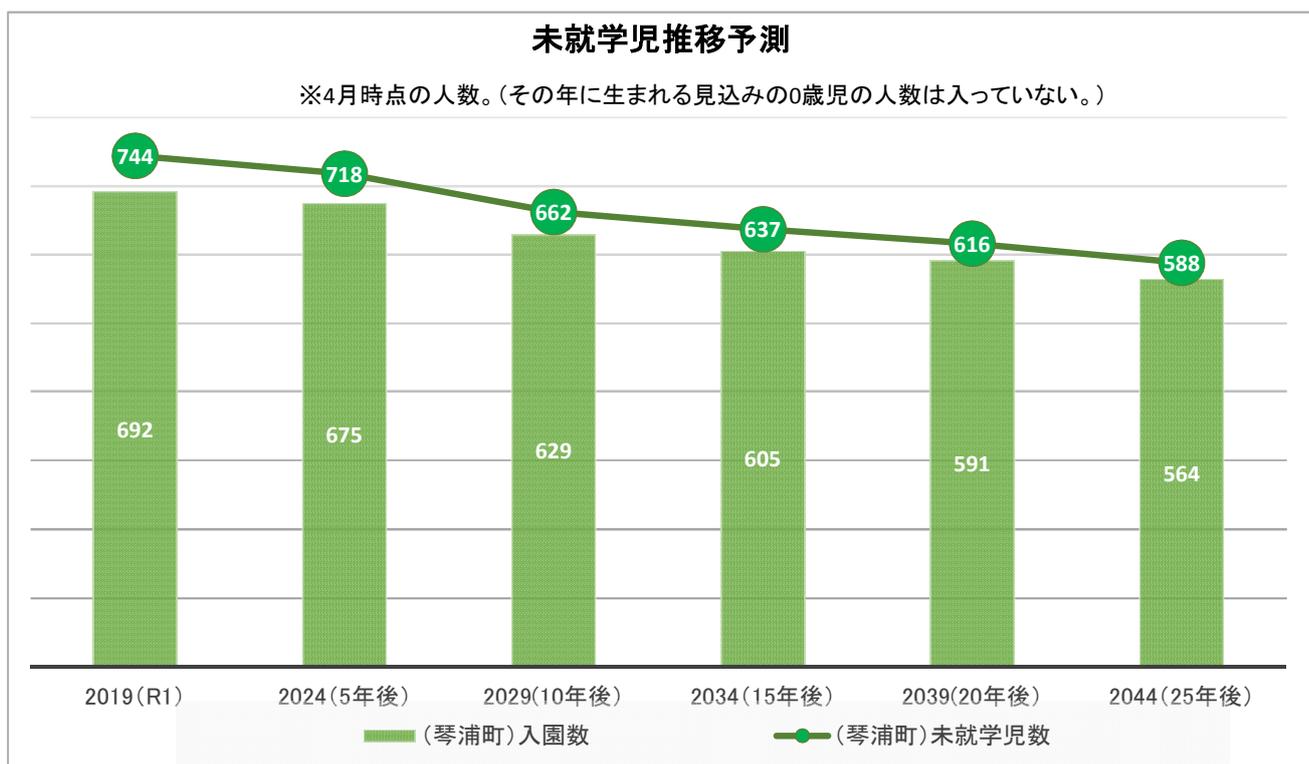
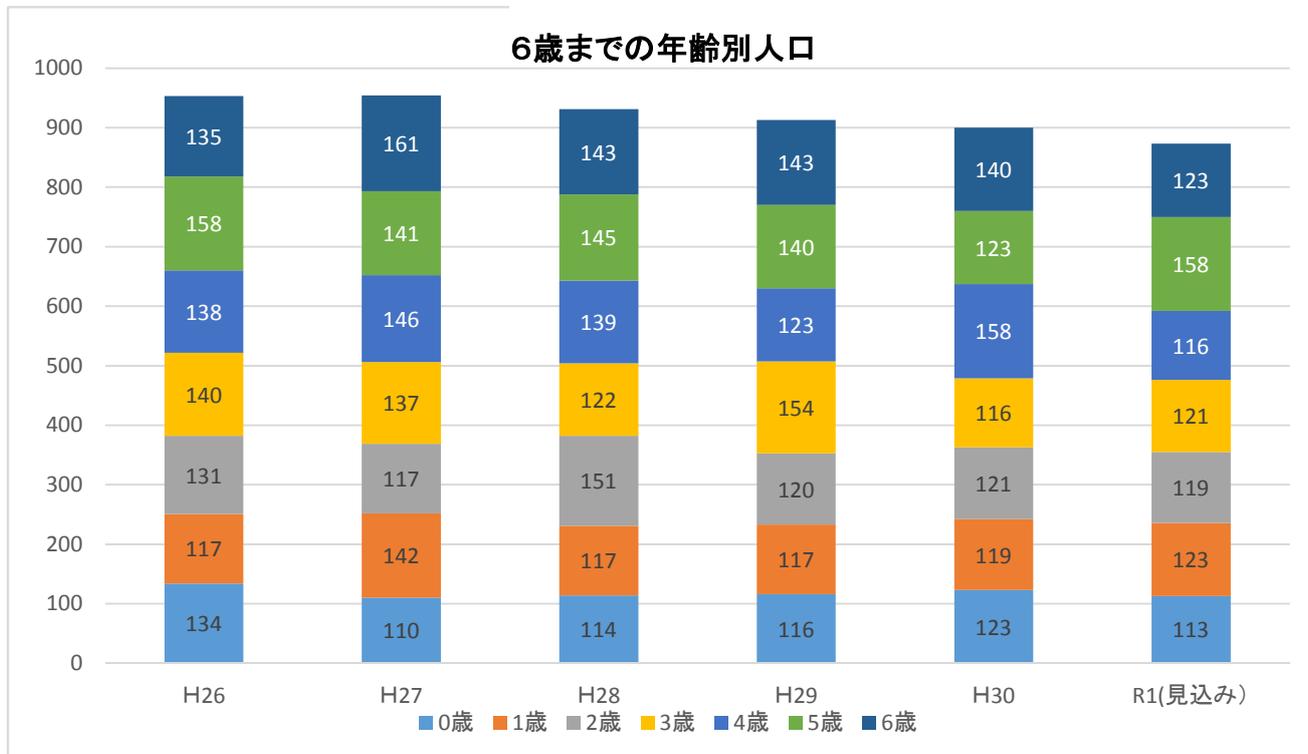
本町の出生数及び出生率は、減少しており、平成 29 年の出生数 117 人、出生率（人口千対）は、6.5 でした。一方、合計特殊出生率（1 人の女性が生涯に出産する平均的子どもの数）は全国や鳥取県より概ね高く、平成 29 年には 1.73 でした。



4 町の年齢別人口推移（6歳まで）

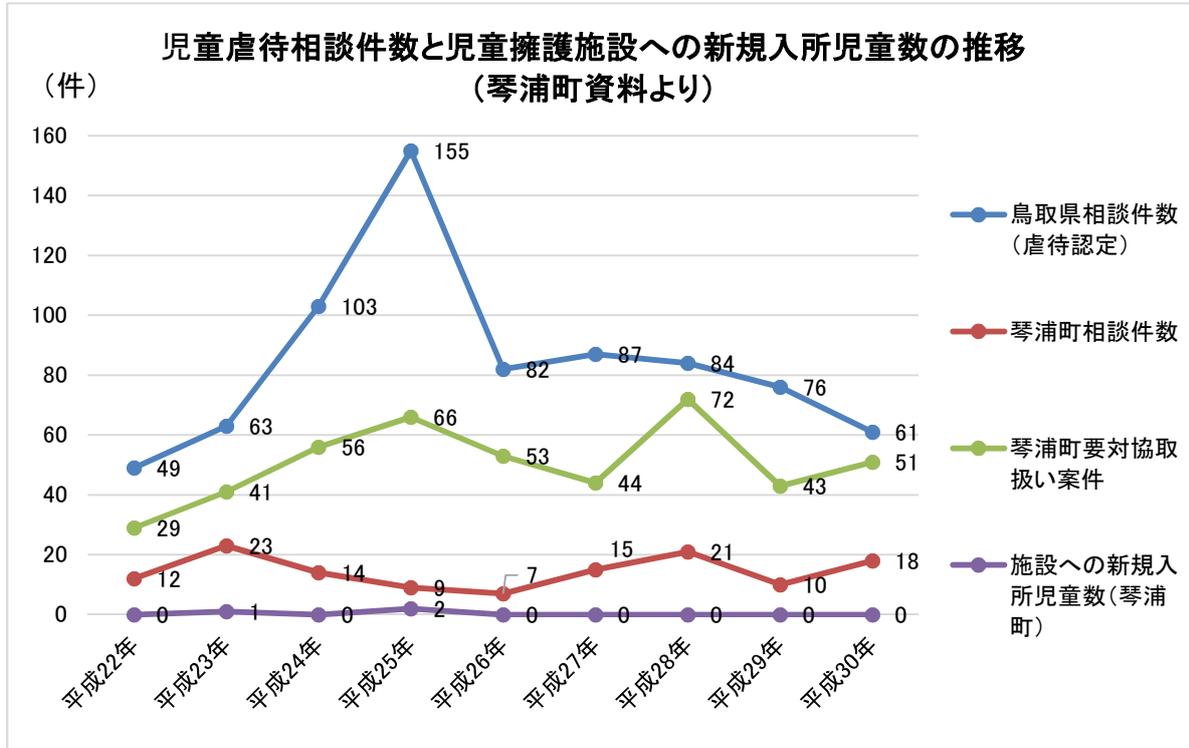
6歳までの子どもの人口の推移をみると、5年前の平成26年度と比較して、令和元年度は80人減少する見込みです。長期的な予測でも今後も子どもの数は減少していく見込みとなっています。

「一般社団法人 持続可能な地域社会研究所」人口予測による



5 児童虐待相談件数と児童養護施設への新規入所児童数の推移

要保護児童対策地域協議会（要対協）取り扱い案件は、平成 30 年度は 51 件でした。重症ケースは多くはありませんが、関係機関や地域での見守りケースの増加が考えられます。



※鳥取県の相談件数は、虐待と認定された件数のみ

要保護児童等とは

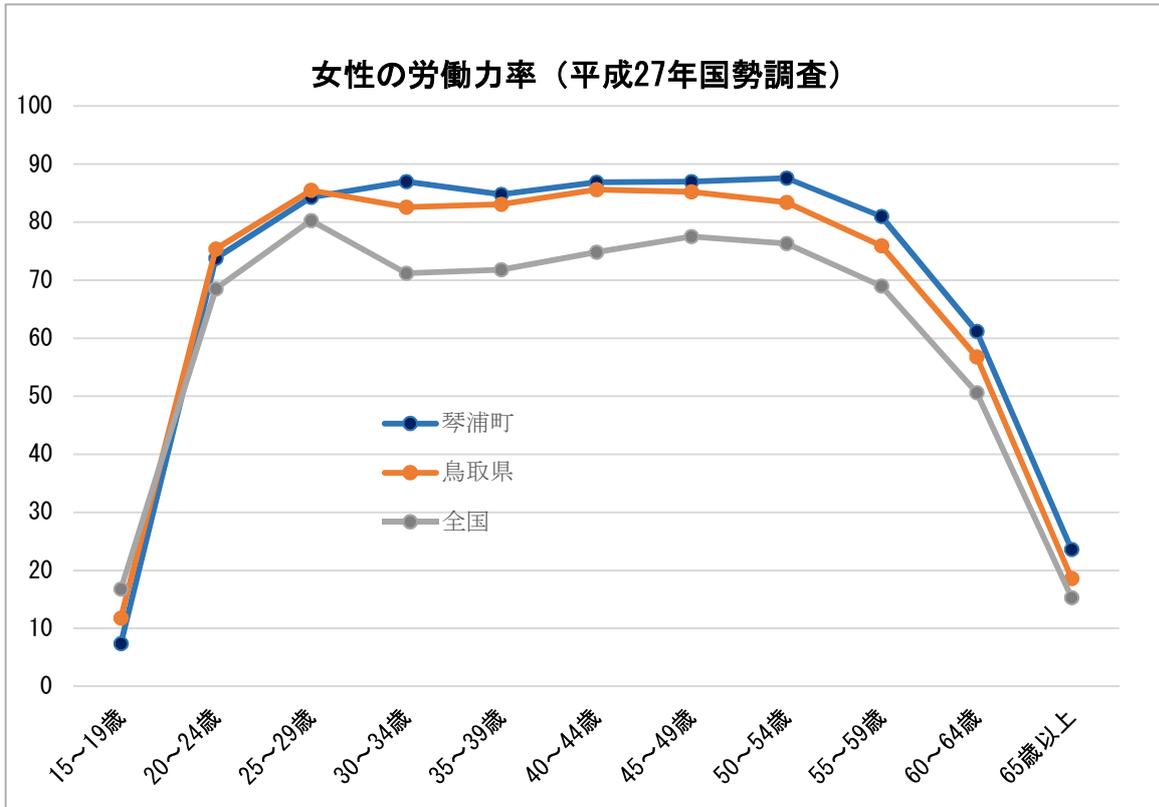
- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童：被虐待児童・非行児童など
- ②保護者のいない児童
- ③保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- ④出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦（特定妊婦）

要保護児童対策地域協議会とは

市町村が実施主体で、要保護児童等を関係機関で情報共有しながら、見守り・サポートしていく組織

6 女性の労働力率

本町の女性の労働力率は、全国や鳥取県よりも概ね高く、また女性の労働力率が低下するといわれている「出産・育児期」においても、大幅な低下は見られません。



労働力率とは

生産年齢人口(15歳以上人口)中に占める労働力人口の比率。

全国的にみると女性の労働力率は、出産・育児期にあたる30歳代で落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多く「M字カーブ」を描いています。



2 琴浦町の子どもの状況と子育ての実態（ニーズ調査より）

本町における子育て支援サービスの量及び質のニーズを把握し、第2期琴浦すくすくプラン策定の基礎資料とするために、「ニーズ調査」を実施しました。

▼子ども・子育て支援に関するニーズ調査概要

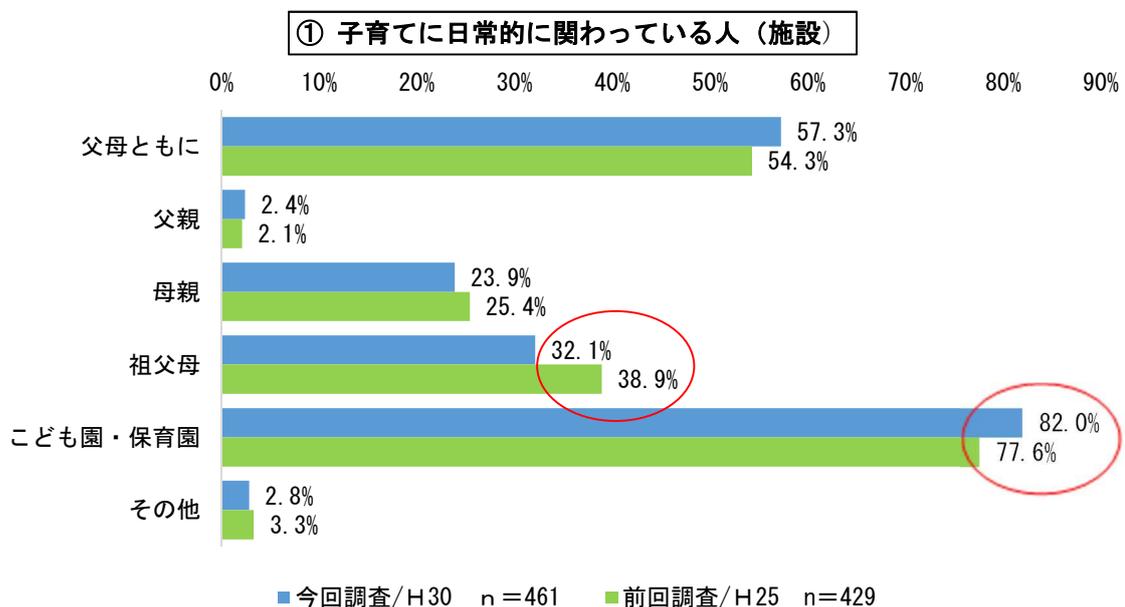
	①就学前児童保護者調査	②小学生児童保護者調査
(1) 調査地域	町内全域	町内全域
(2) 調査対象	琴浦町に居住する就学前児童のいる世帯	琴浦町に居住する小学生児童のいる世帯
(3) 調査方法	各こども園・保育園を通じて配付 (一部郵送) →回収	各小学校を通じて配付→回収
(4) 調査期間	平成31年1月7日～1月31日	平成31年1月7日～1月31日
(5) 回収状況	配布数： 約 650部 回収数： 461部 回収率： 70.9%	配布数： 約 650部 回収数： 528部 回収率： 81.2%

※P8～21のグラフの中で、特徴的な箇所について○で囲っています。

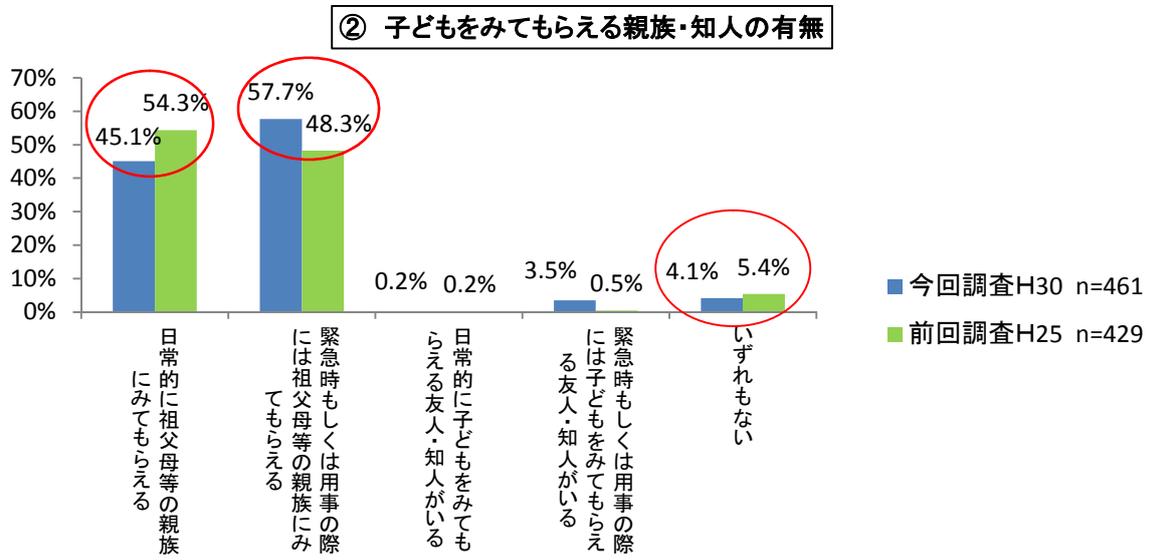
1 子どもの育ちをめぐる環境について

(1) 子育てに日常的に関わっている人（施設）について

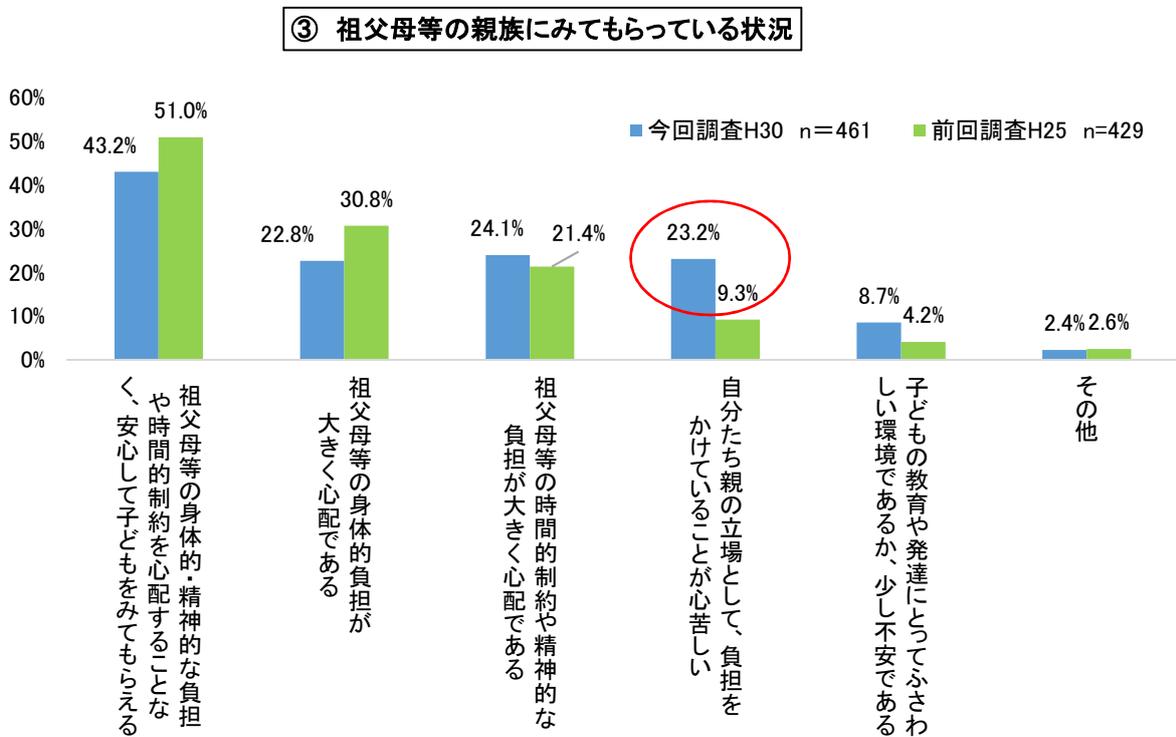
前回調査と比べこども園・保育園が 4.4%増加しました。祖父母については、6.8%減少しています。



「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は前回調査と比べ9.2%減少し、「緊急時もしくは用事の際にはみてもらえる」は前回と比べ9.4%増加しています。「いずれもない」の回答は4.1%と少数ですがあります。



祖父母等の親族にみてもらっている状況では、「負担をかけていることが心苦しい」が13.9%増加しています。以前に比べ、祖父母に子どもの世話を頼みにくい状況になってきていることが推測されます。

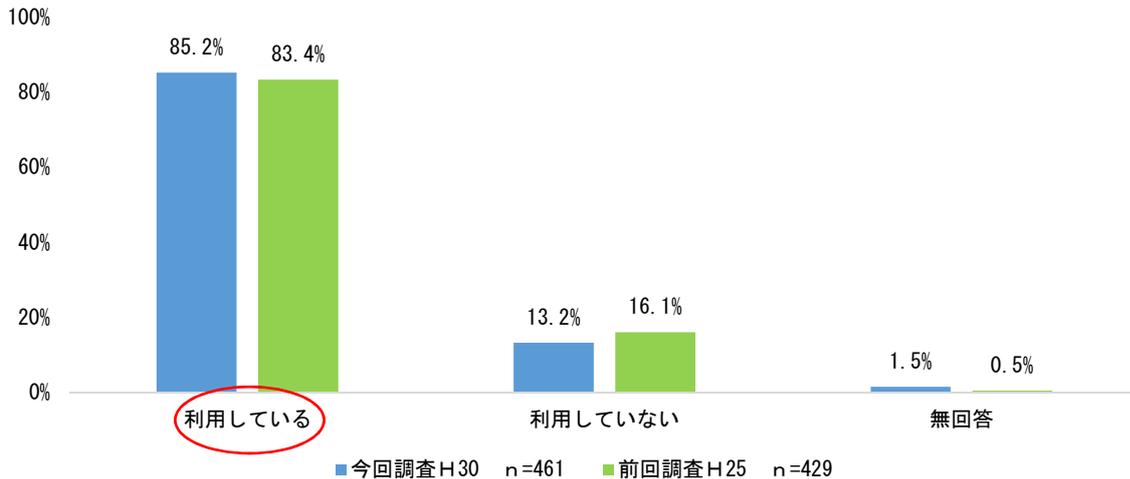


2 教育・保育サービスについて

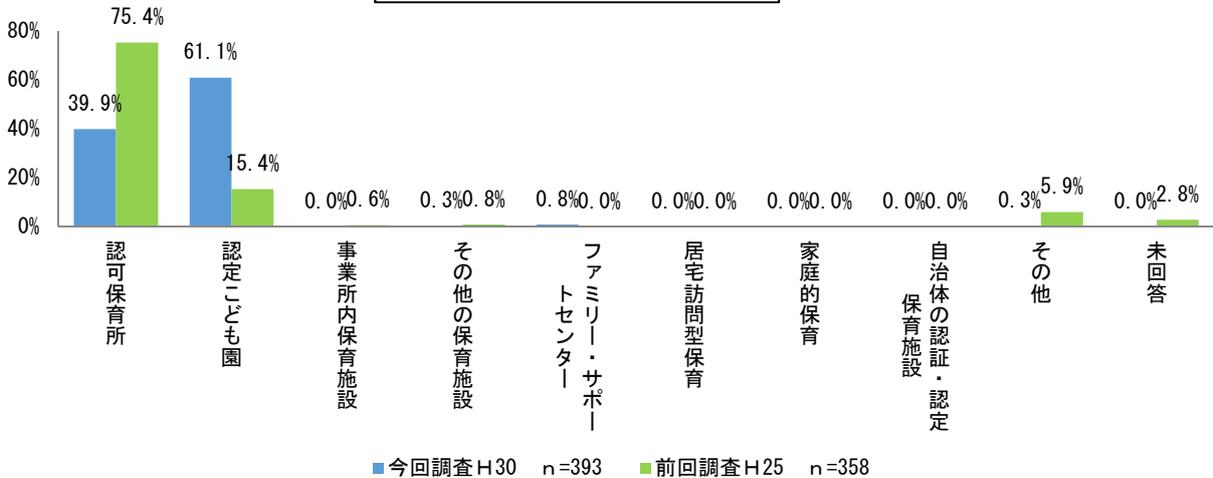
(1) 教育・保育事業の利用について

平日の教育・保育事業の利用は、8割以上で、利用している事業は、ほぼこども園または保育所です。利用時間は8時間が最も高く、前回調査と同様の結果となりました。

① 平日の教育・保育の利用状況

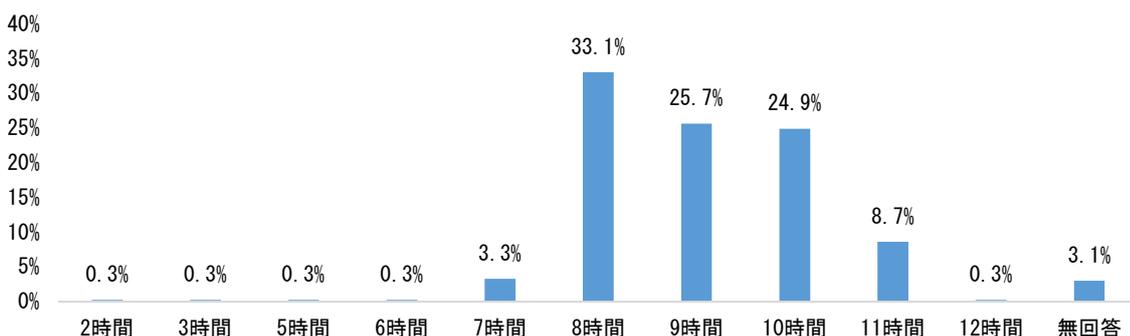


② 利用している教育・保育事業



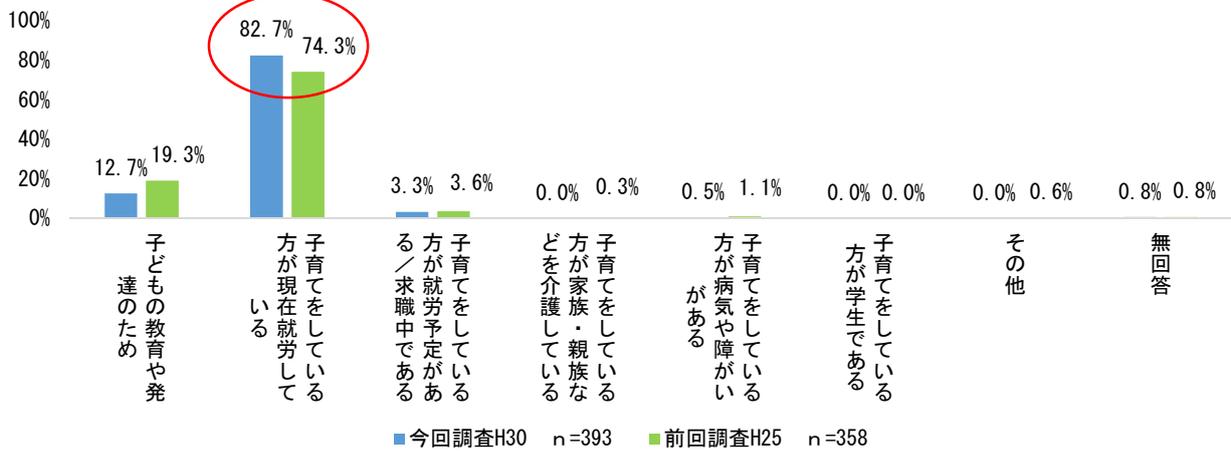
③ 1日の利用時間

今回調査H30 n=393

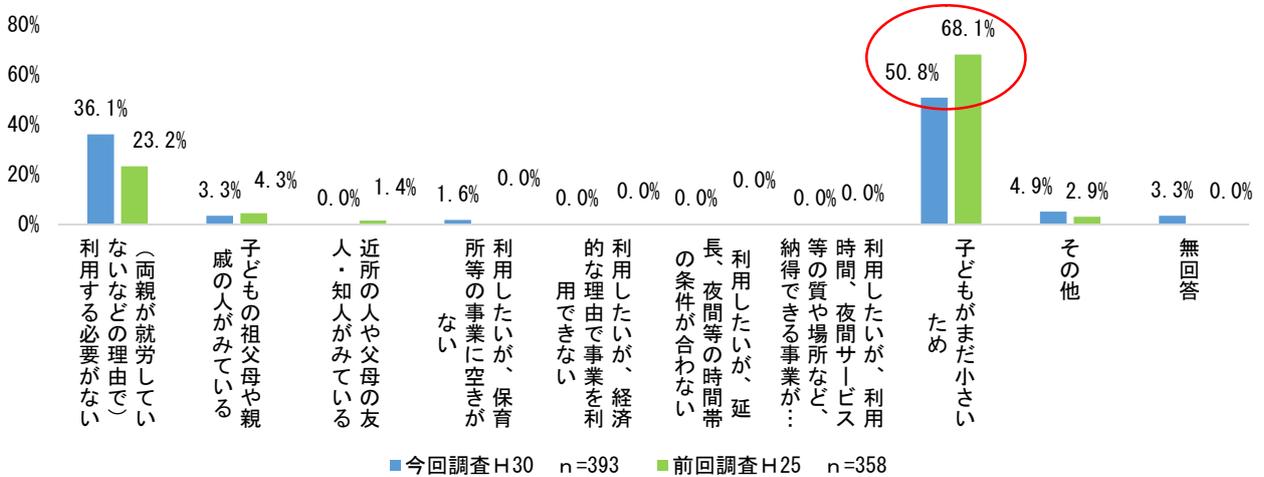


教育・保育事業を利用している理由としては、「保護者の就労」が前回調査より 8.4%増え、82.7%、逆に、「子どもの教育や発達のため」は、前回調査より 6.6%減少しています。利用していない理由については、「子どもがまだ小さいため」が前回より 17.3%減少しており、保護者の就労等の理由により、低年齢の時期から教育・保育事業が利用されていることがわかります。

④ 教育・保育事業を利用している理由



⑤ 教育・保育事業を利用していない理由



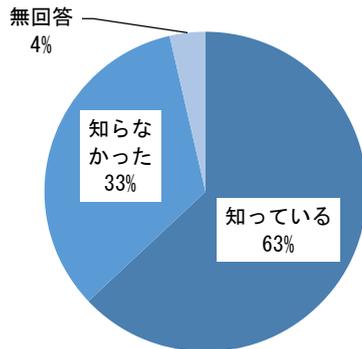
3 地域子ども子育て支援事業について

(1) 病児・病後児保育事業について

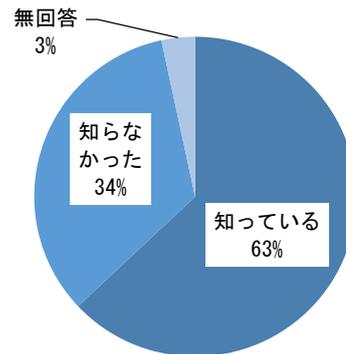
病児・病後児保育事業は、6割以上の方が知っていると回答していますが、知らなかったという人は3割以上もあり、事業の周知が必要です。

① 病児、病後児保育事業が以下の施設で実施されていることを知っていたか

病児保育「きらきら園」（厚生病院内）



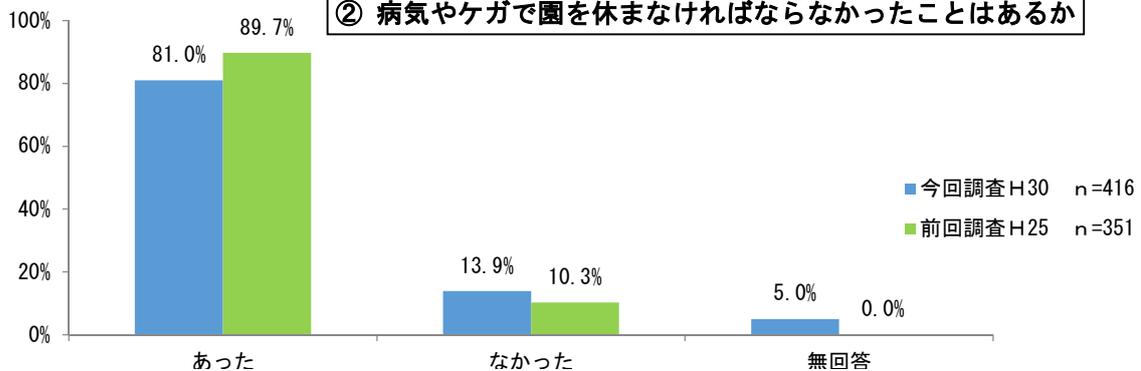
病後児保育「キッズ・サンサン」（みどり保育園）



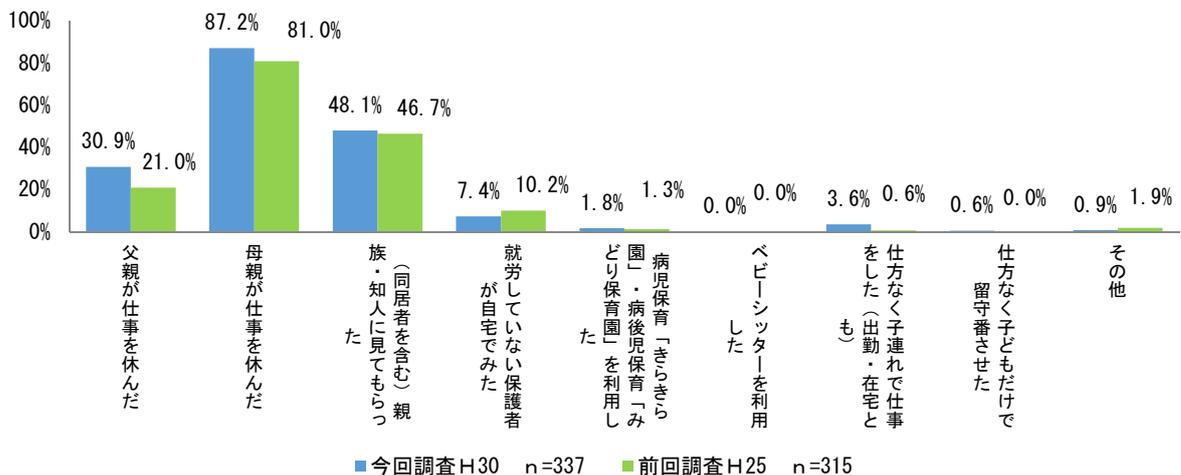
(n=461)

子どもが病気やケガで園を休んだ時の対処法は、8割以上母親が仕事を休んでいます。「父親が仕事を休んだ」も前回調査より9.9%増加していますが、30.9%と母親に比べ少ない状況です。

② 病気やケガで園を休まなければならなかったことはあるか

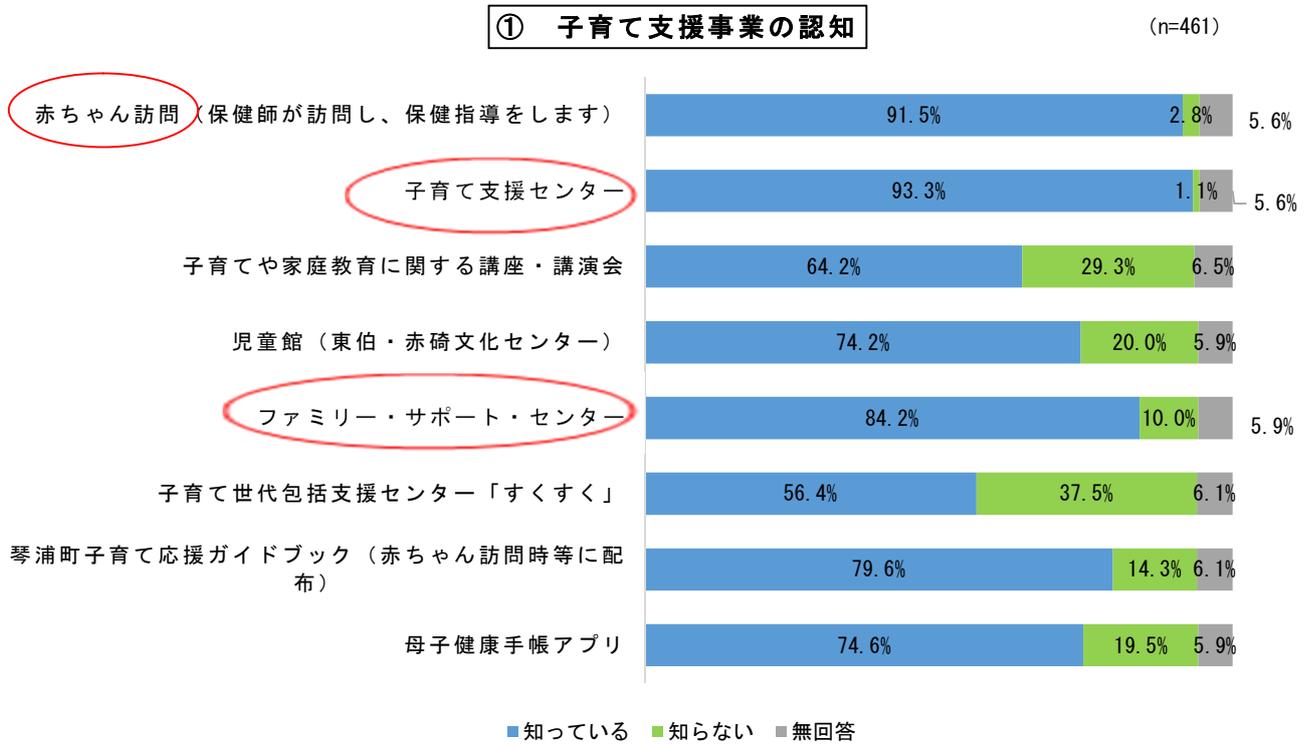


③ 子どもを休ませた時の対処方法

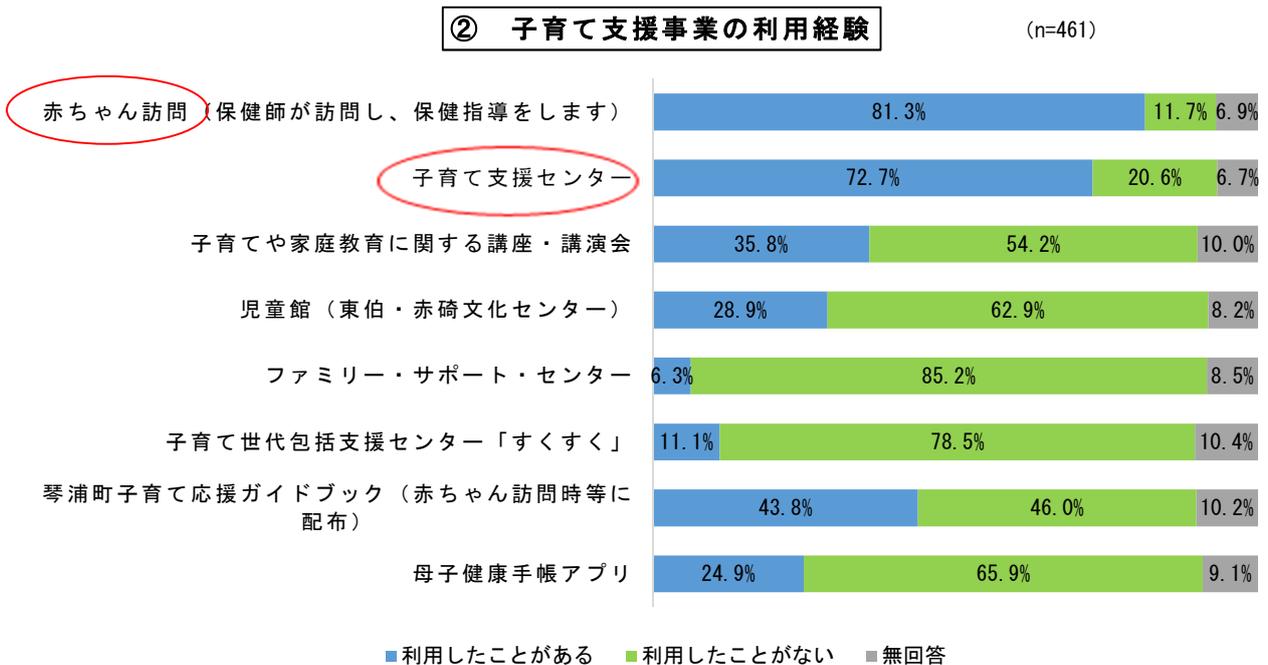


(2) 地域子育て支援事業の利用について

地域子育て支援事業については、認知度の高い事業は「子育て支援センター」「赤ちゃん訪問」「ファミリー・サポート・センター」の順になっています。

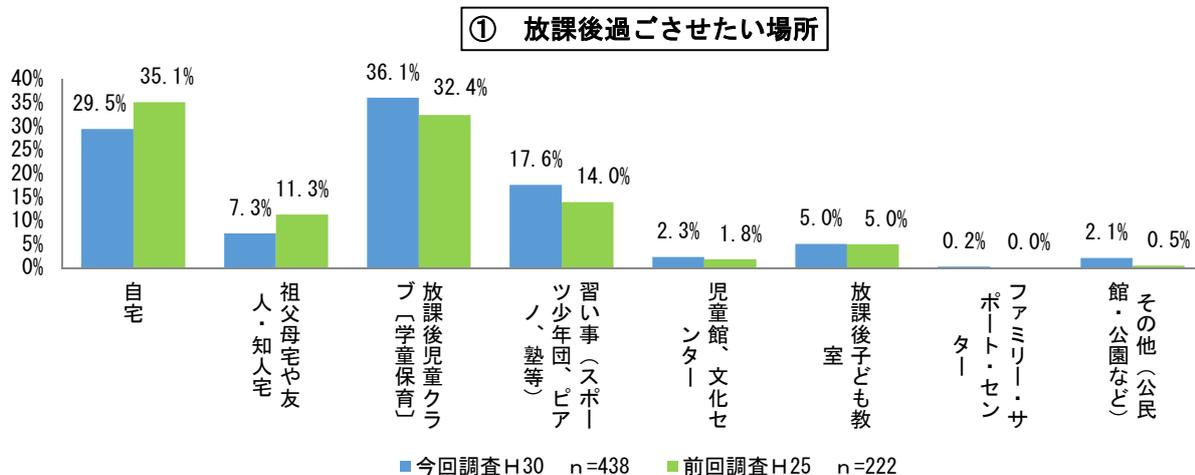


利用したことのある事業は、「赤ちゃん訪問」「子育て支援センター」が多くなっています。認知度が高くても利用が低い事業もあり、事業内容の見直しや周知が必要です。

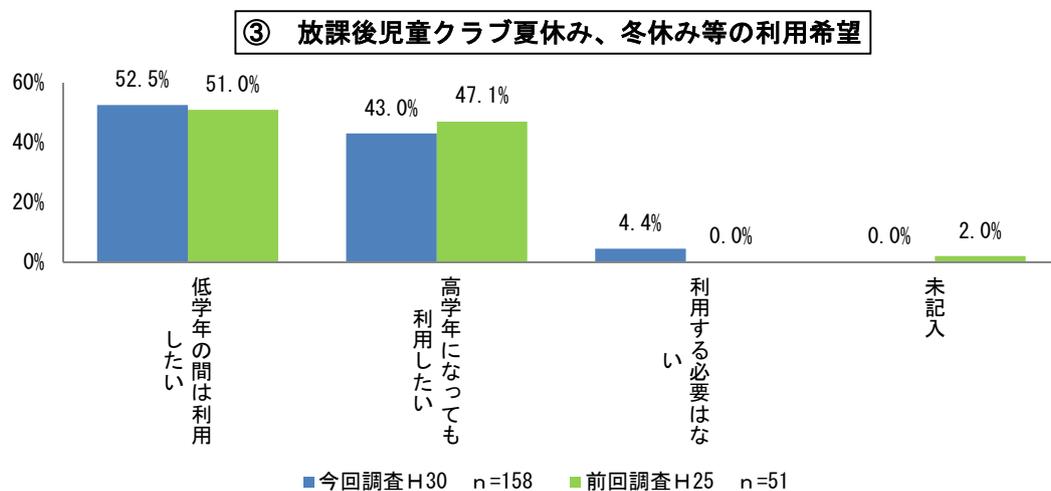
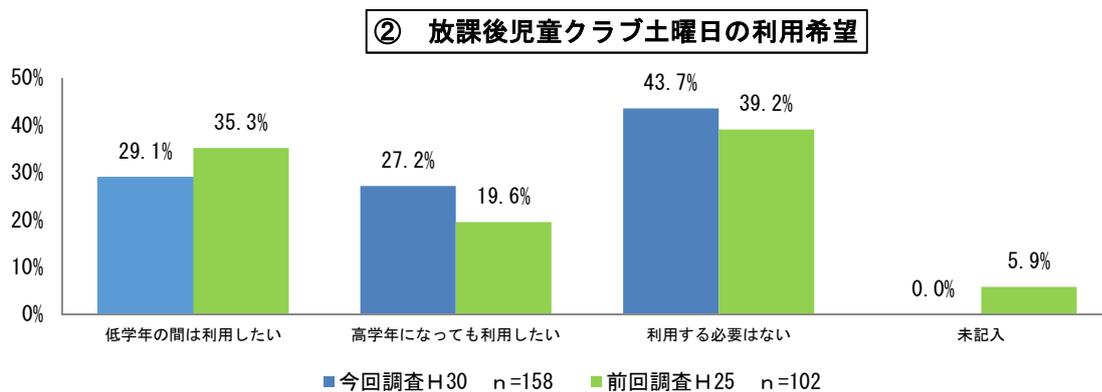


(3) 放課後児童クラブ及び放課後の過ごし方について

前回の調査と比べ、放課後に子どもを過ごさせたい場所として、自宅や祖父母宅、友人・知人家が減り、放課後児童クラブや習い事が増えています。

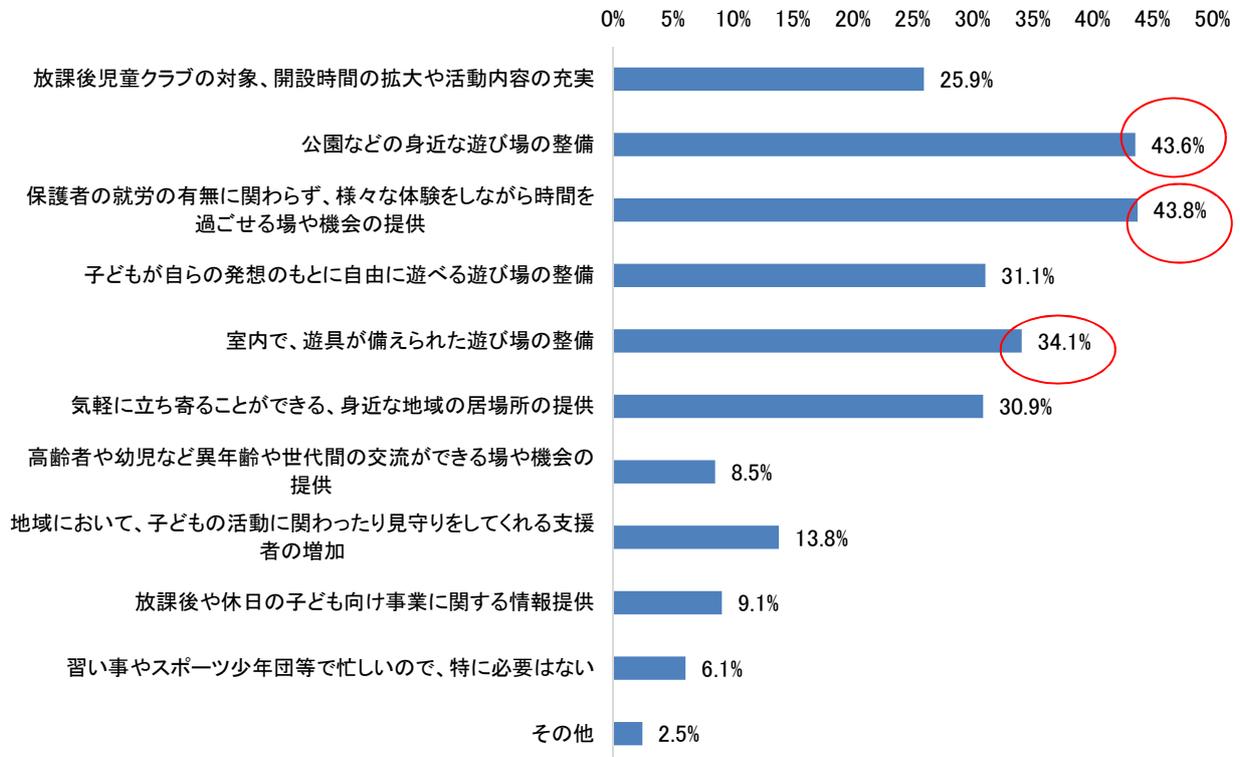


放課後児童クラブの利用希望は、土曜日は低学年・高学年ともに約3割。夏休み、冬休み等の利用希望は、低学年が52.5%、高学年でも43.0%あり、特に長期休業中のニーズが高くなっています。



小学生が放課後を過ごす環境について望むことは、「公園などの身近な遊び場の整備」43.6% 「就労の有無に関わらず、様々な体験をしながら時間を過ごせる場や機会の提供」が43.8%となっています。

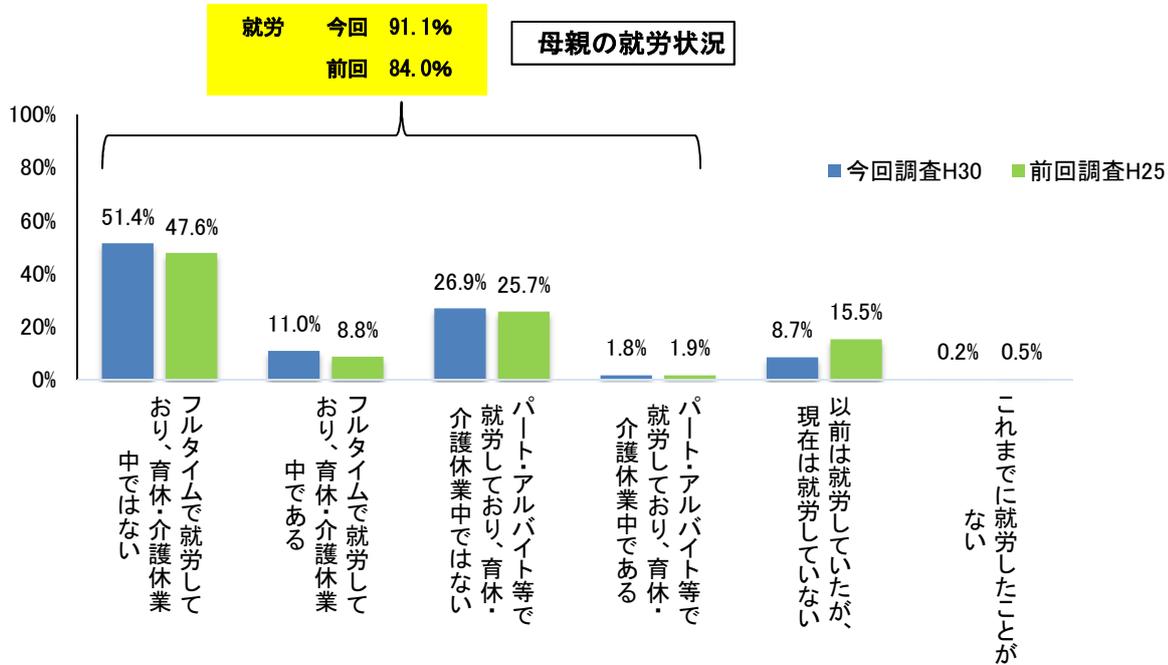
④ 小学生が放課後を過ごす環境について望むこと 今回調査H30 n=528



4 仕事と子育ての両立について

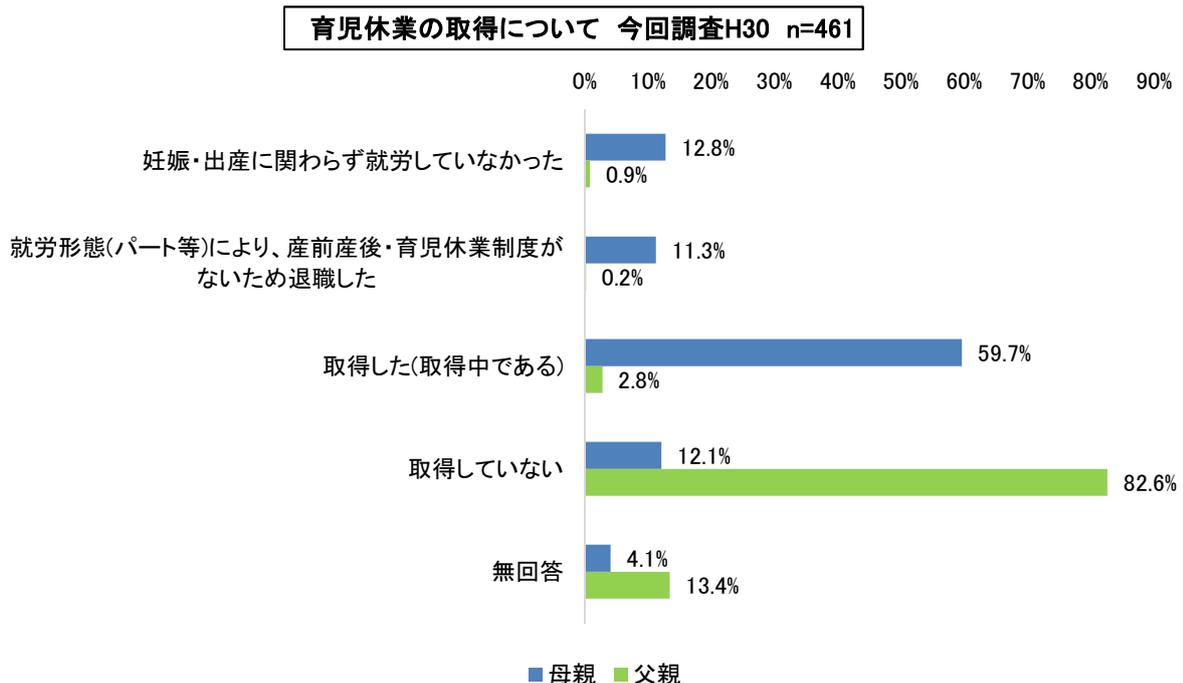
(1) 保護者の就労状況について

保護者の就労率は高く、特に母親の就労（パート・アルバイトも含め）については、前回の調査では84.0%に対し、今回の調査では91.1%に増加しています。フルタイムの割合も増えています。



(2) 育児休業の取得について

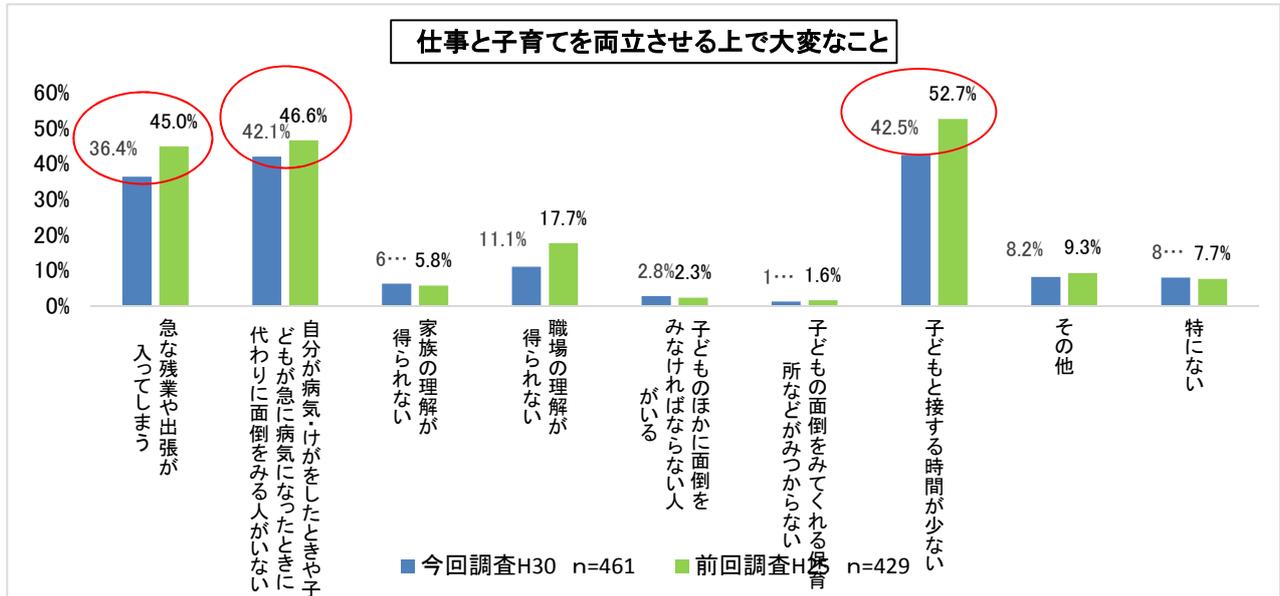
母親で取得した（取得中である）は59.7%、父親は2.8%となっており、父親の取得が低いことが分かります。



(3) 子育てと仕事を両立させる上で大変なこと

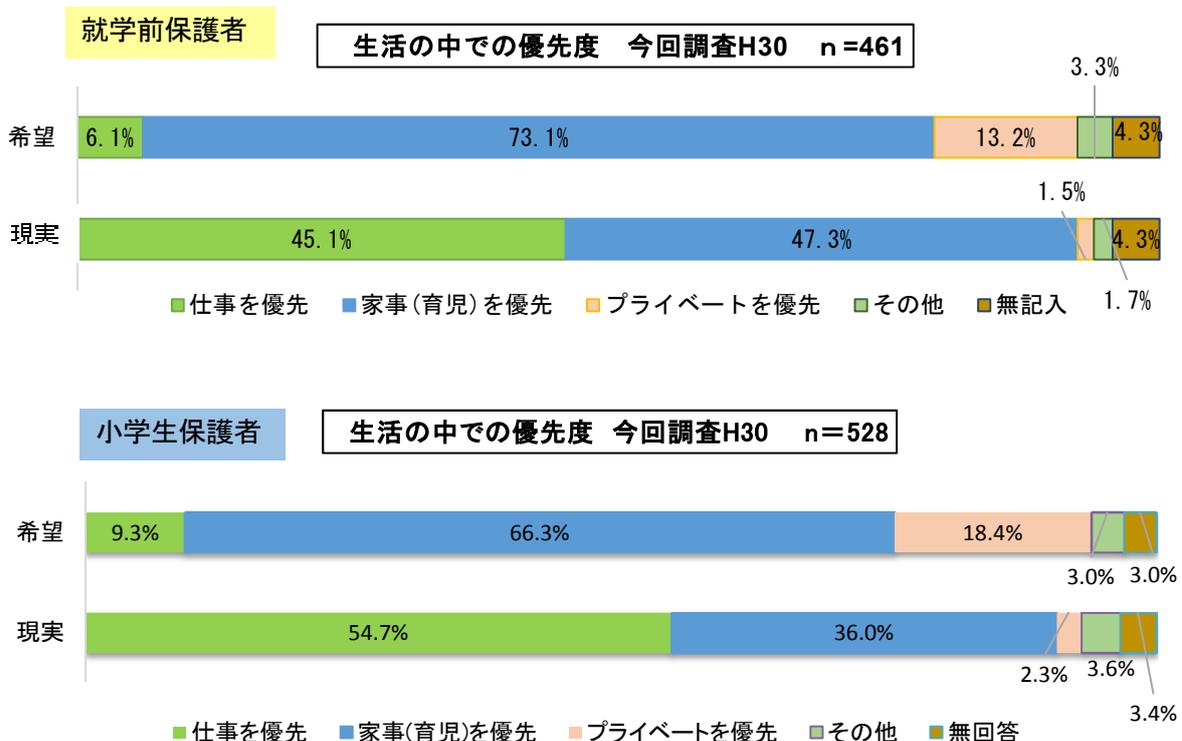
子育てと仕事の両立で大変だと感じることは、「子どもと接する時間が少ない」「急に病気になった時等に代わりに面倒をみる人がいない」「急な残業や出張が入ってしまう」など、仕事を中心とした生活への悩みがあることが分かります。

全体的に大変だと感じる割合が減少しており、子育て支援の成果がみられます。



(4) ワーク・ライフ・バランスについて

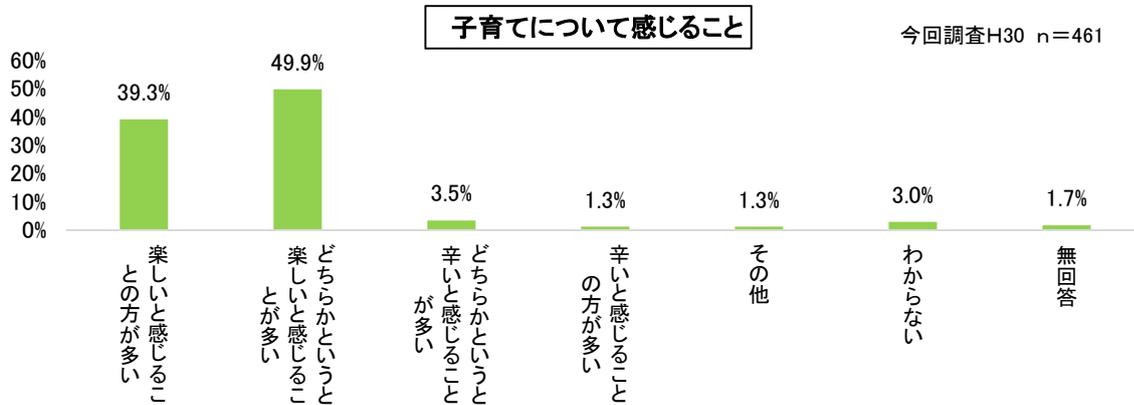
前回の調査と同様、生活の中での優先度では、希望では多くが「家事（育児）を優先」と回答しているのに対し、現実には「仕事を優先」が約半数を占め、多くの人が子育てより、仕事を優先した生活になっていることが分かります。



5 子育て全般について

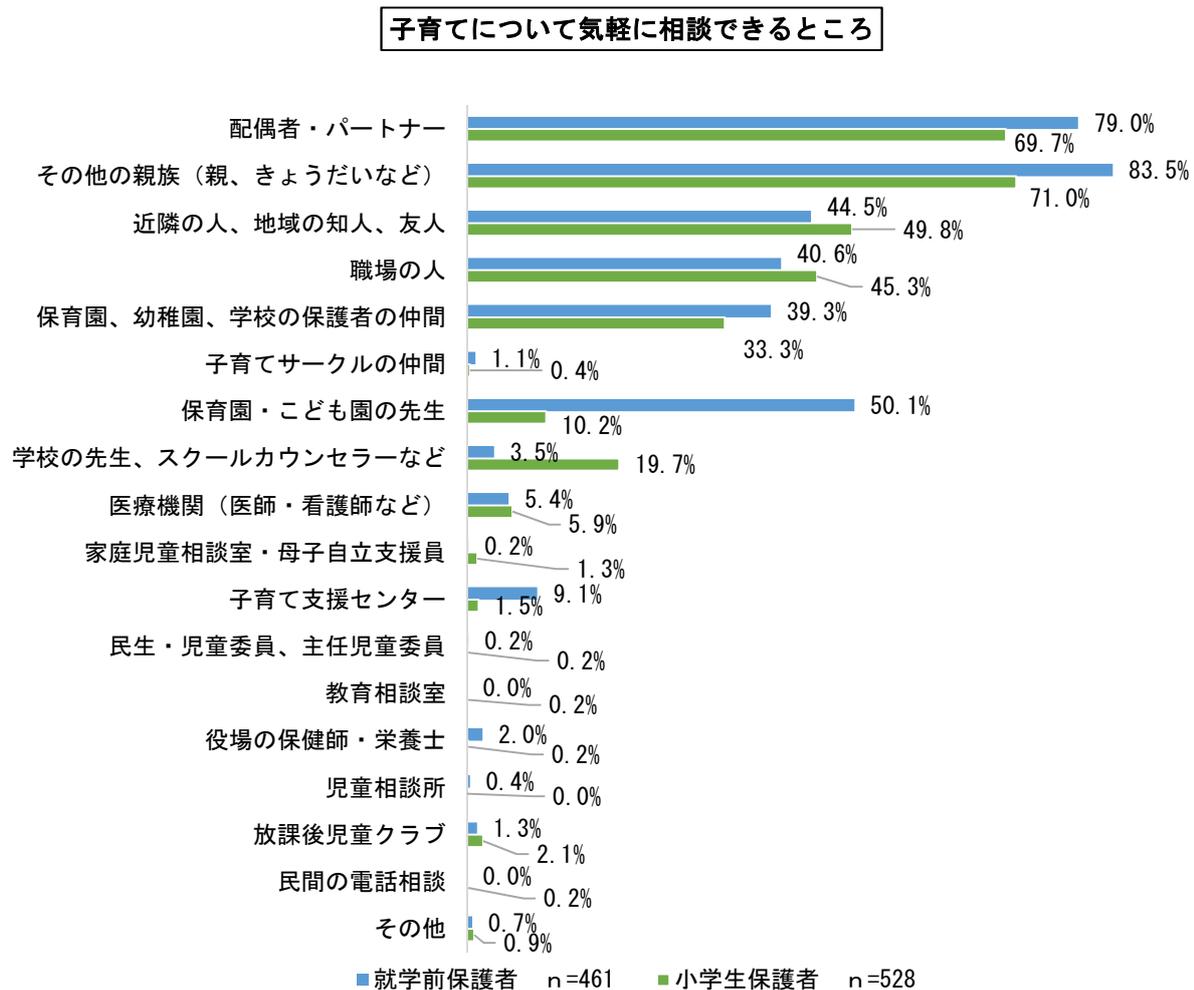
(1) 子育てについて感じる事

子育てについて「楽しいと感じる」「どちらかというとも楽しいと感じる」を合わせて89.2%の人がプラスにとらえる回答をしています。



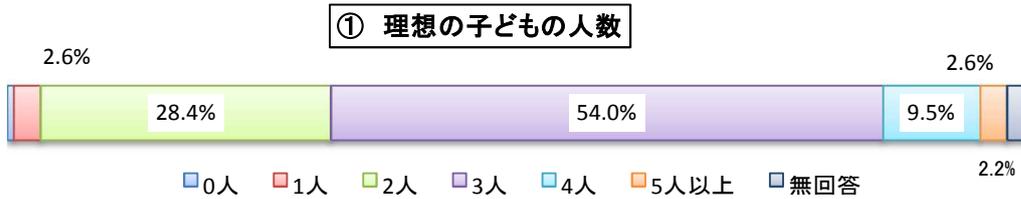
(2) 子育てについての相談先

相談先は、就学前・小学生保護者ともに、配偶者や親、きょうだいが多くなっています。就学前保護者は50.1%が、保育園・こども園の先生に相談しやすいと回答しています。

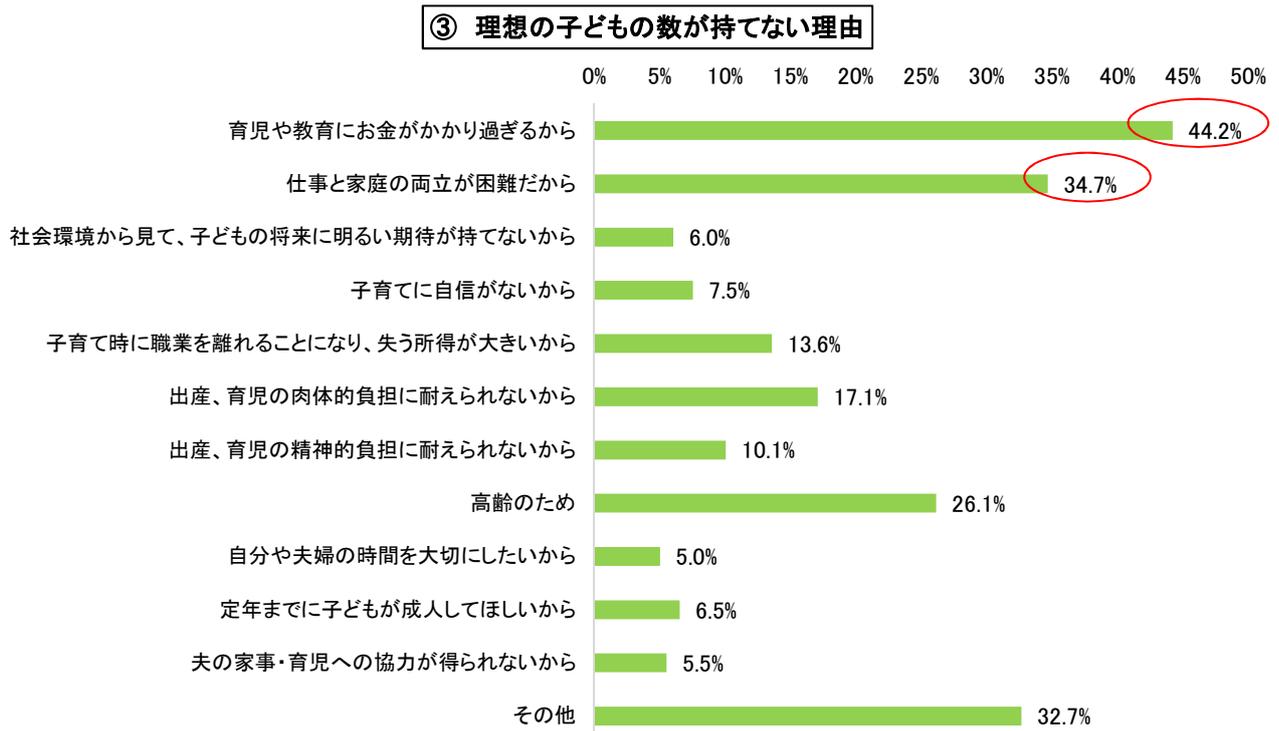
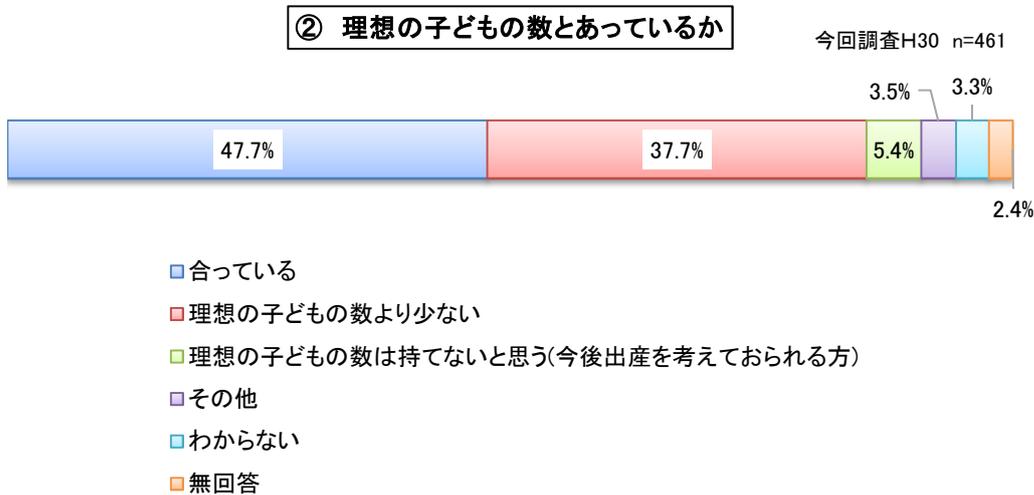


(3) 子どもの人数について

理想の子どもの人数について、「3人」が最も多く3人以上の希望を合わせると66.1%になりました。子どもをたくさん持ちたいという希望が多いことが分かります。

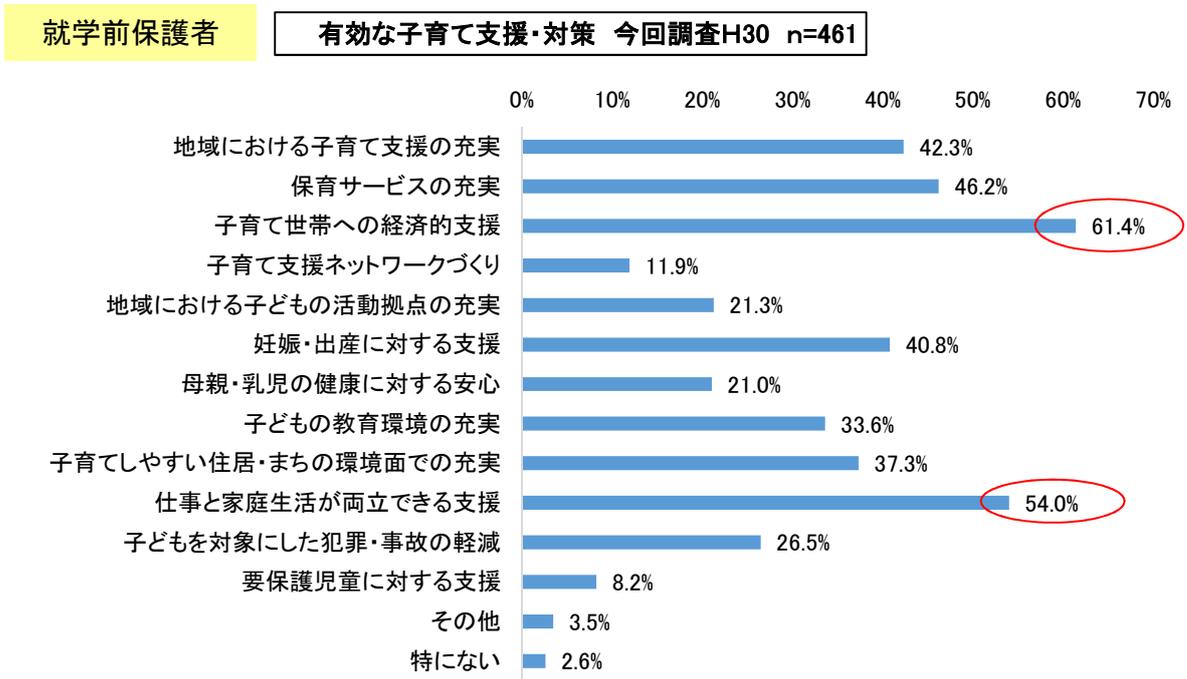


一方で、現実には「理想の子どもの数より少ない」「理想の子どもの数は持てないと思う」の回答は43.1%になり、約半数は希望どおりになっていないことが分かります。その理由として、「育児や教育にお金がかかり過ぎるから」44.2%、「仕事と家庭の両立が困難だから」34.7%という回答が多くなっています。

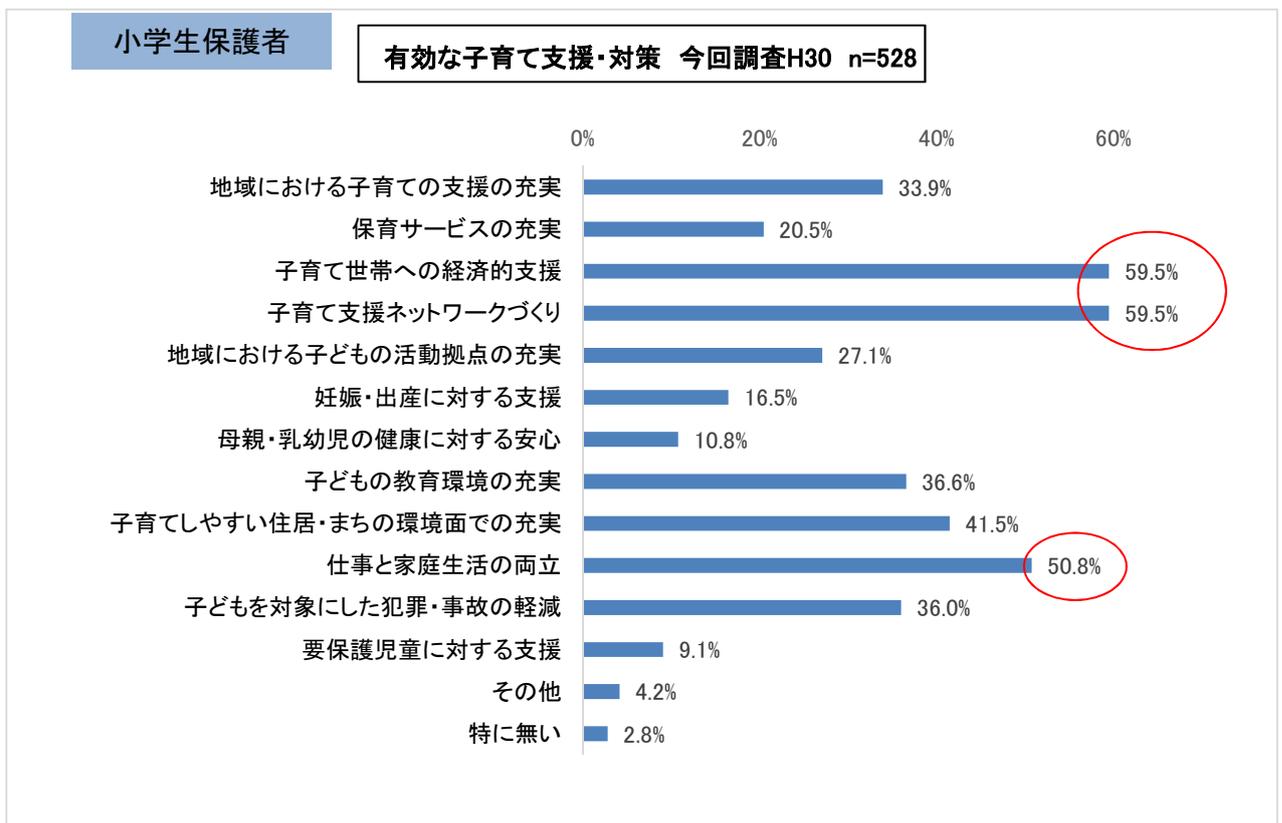


(4) 有効な子育て支援・対策について

就学前保護者は、「子育て世帯への経済的支援」61.4%、と「仕事と家庭生活が両立できる支援」54.0%と高くなっています。



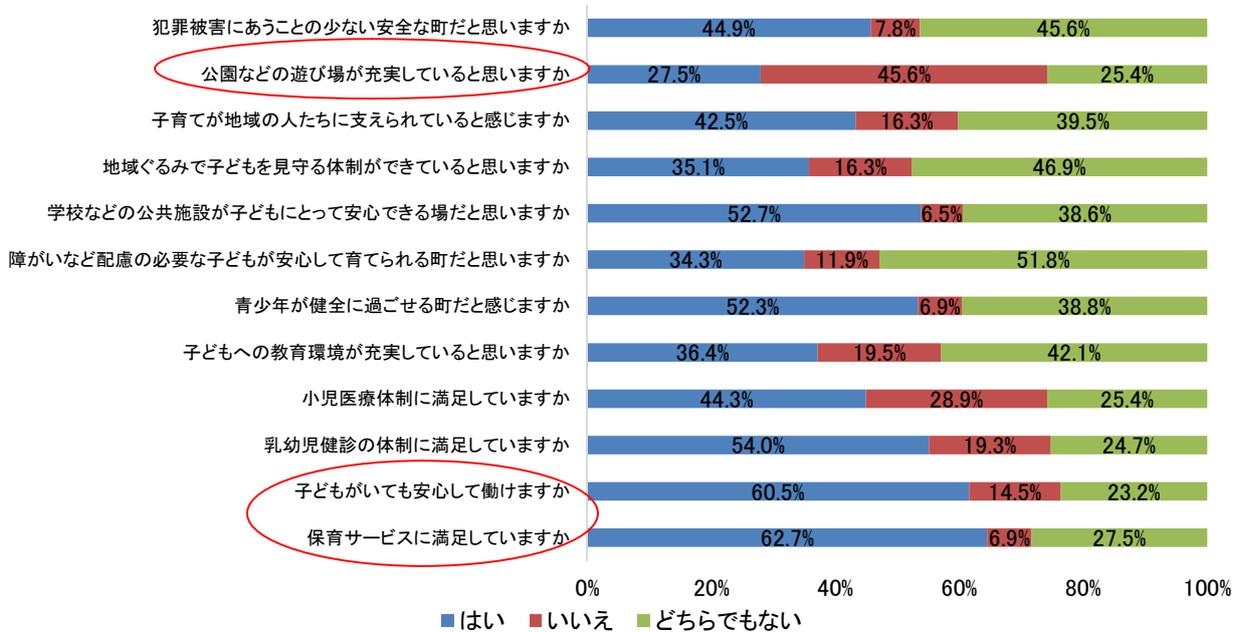
小学生保護者は、「子育て世帯への経済的支援」59.5%、「子育て支援ネットワークづくり」59.5%、「仕事と家庭生活が両立できる支援」50.8%と高くなっています。



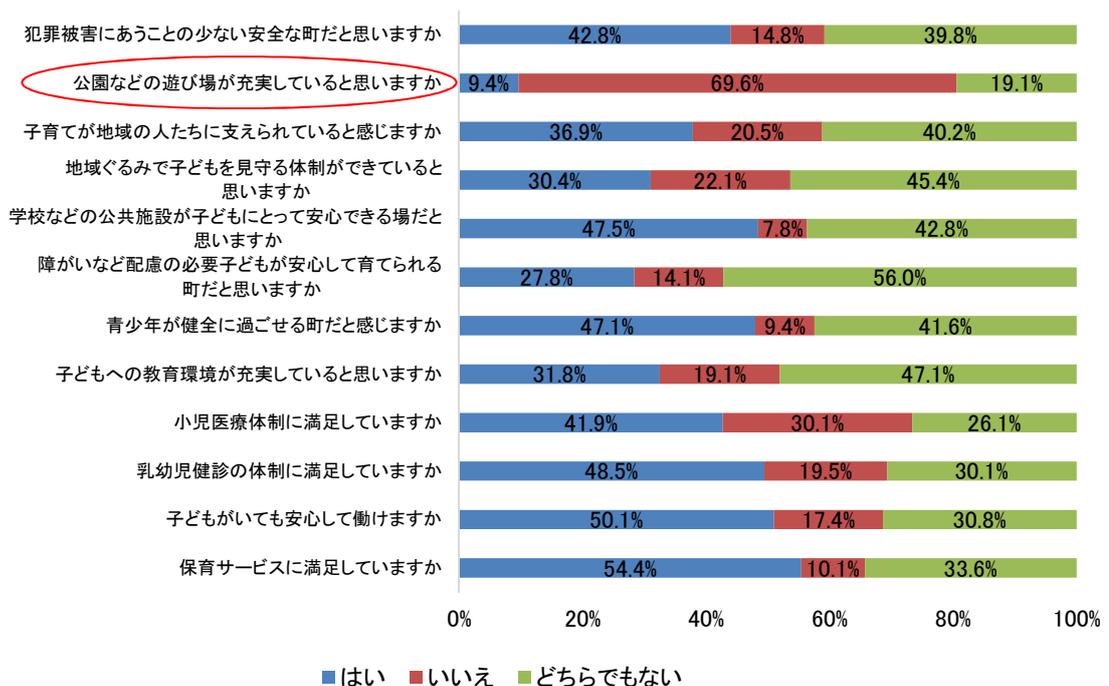
(5) 町の子育て分野についての満足度

平成29年度に「どんぐりひろば」が整備されたことによって、「公園などの遊び場が充実していると思う」の回答が前回調査より高くなっています。また、「子どもがいても安心して働ける」「保育サービスに満足している」の回答が6割以上ありました。どの設問に対しても前回調査より「はい」の割合が増え、子育て支援への一定の成果が見られます。

琴浦町における以下の分野について感じていること 今回調査H30 n=461



琴浦町における以下の分野について感じていること 前回調査H25 n=429



第3章 子ども・子育て支援事業計画に係る基本的事項について

1 基本的事項

1 教育・保育提供区域の設定

琴浦町の定める子ども・子育て支援法第62条第2項第1号の規定に基づく教育・保育提供区域は、全町1区域とします。また、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業は、全町共通とすることを基本とします。

これをもとに、教育・保育の量の見込み、並びに実施しようとする教育・保育の確保の内容及びその実施時期を定めていきます。

また、利用者の意向や実態に則して、個別の調整（広域入所等）を臨機応変に行ないます。

2 教育・保育の量の見込み

琴浦町における令和2年度～6年度の各年度の児童数の予測や教育・保育施設の利用率をもとに、ニーズ調査の結果を加味して、教育・保育の量の見込みを定めます。

◆教育・保育給付の認定区分◆

認定区分	認定要件	受入施設
1号	満3歳以上の子どもで、教育を希望する児童	幼稚園 認定こども園
2号	満3歳以上の子どもで、保護者の就労又は疾病等の保育の必要な事由に該当し、保育を希望する児童	保育所（園） 認定こども園
3号	満3歳未満の子どもで、保護者の就労又は疾病等の保育の必要な事由に該当し、保育を希望する乳幼児	保育所（園） 認定こども園 地域型保育

◆教育・保育給付の年度別認定区分人数（量の見込み）◆

(人)

認定区分	R2	R3	R4	R5	R6
1号	45	45	44	43	42
2号	354	319	327	319	320
3号	274	271	268	275	276

◆教育・保育給付の年度別年齢別認定区分人数◆

(人)

年度	区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2	児童数	232	123	119	122	116	154	866
	1号			7	11	13	14	45
	2号				111	103	140	354
	3号	72	102	100				274
	上記以外	160	21	12	0	0	0	193
3	児童数	238	113	123	119	122	116	831
	1号			7	11	13	14	45
	2号				108	109	102	319
	3号	74	94	103				271
	上記以外	164	19	13	0	0	0	196
4	児童数	238	119	113	123	119	122	834
	1号			7	11	13	13	44
	2号				112	106	109	327
	3号	74	100	94				268
	上記以外	164	19	12	0	0	0	195
5	児童数	238	119	119	113	123	119	831
	1号			7	11	12	13	43
	2号				102	111	106	319
	3号	74	101	100				275
	上記以外	164	18	12	0	0	0	194
6	児童数	238	119	119	119	113	123	831
	1号			7	11	12	12	42
	2号				108	101	111	320
	3号	74	102	100				276
	上記以外	164	17	12	0	0	0	193

年齢は、4月1日の年齢を表す。

0歳児は、年度末には0～1歳11か月を表している。(2年度分)

1歳児は、年度末には2歳～2歳11か月を表している。(1年度分)

2歳児以降は、1歳児と同様。(1年度分)

3 教育・保育提供体制の確保（内容・実施時期）

令和2年度から6年度まで年度ごとに量の見込みに対する確保策に従い、教育・保育体制を整備します。

保育士不足については、近年全国的な問題ですが、琴浦町においても課題となっています。女性の就労率が高く、0歳～2歳児までの低年齢児からの入園が多いことが要因として考えられます。低年齢児の受け入れには、3歳以上児に比べ、多くの保育士の配置が必要となり、保育士の確保が不可欠になります。

引き続き、県や他の市町村と連携し、量の見込み全ての教育・保育を実施していきます。

◆教育・保育の量の見込みと確保策◆

(人)

年度	区分	量の見込 ①	確保策②			差引 ②-①	
			特定教育 保育施設	幼稚園 (左記以外)	地域型保 育		
2	1号	45	47	0		2	
	2号	354	357			3	
	3号	0歳	72	76			4
		1・2歳	202	240			38
		計	274	316		0	42
3	1号	45	47	0		2	
	2号	319	357			38	
	3号	0歳	74	76			2
		1・2歳	197	240			43
		計	271	316		0	45
4	1号	44	47	0		3	
	2号	327	357			30	
	3号	0歳	74	76			2
		1・2歳	194	240			46
		計	268	316		0	48
5	1号	43	47	0		4	
	2号	319	357			38	
	3号	0歳	74	76			2
		1・2歳	201	240			39
		計	275	316		0	41
6	1号	42	47	0		5	
	2号	320	357			37	
	3号	0歳	74	76			2
		1・2歳	202	240			38
		計	276	316		0	40

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策 ※

令和2年度から令和6年度まで年度ごとに各事業の量の見込みに対する確保策に従い、地域子ども・子育て支援事業を推進していきます。

※地域子ども・子育て支援事業：法に基づき市町村が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業。

◆地域子ども・子育て支援事業内容◆

事業名	事業内容
①利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、地域の子育て支援情報等の提供、相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。（子育て支援センター事業）
③妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導とともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行います。
④産後健康診査	産後2週目と4週目に産後健康診査を実施し、産婦の心身の状況や授乳状況等を把握することで、産後うつ等の早期発見、早期支援を行います。
⑤乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等の支援に資する事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。 要保護児童対策協議会の連携強化を実施します。
⑦子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等の利用により必要な保護を行います。（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業）
⑧ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
⑨一時預かり事業	家庭で保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、保育所その他の場所で、一時的に預かり、保育を行います。
⑩延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を行います。

事業名	事業内容
⑪休日保育事業	保護者の就労等の理由により、日曜・祝日等に家庭で保育ができない場合に、保育を行います。
⑫病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。
⑬放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や長期休業期間中に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供します。
⑭多様な事業者の参入促進・能力活用事業	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

◆地域子ども・子育て支援事業量の見込みと確保策◆

事業名	量の見込み (2～6年度)	確保策
①利用者支援事業	1カ所	子育て世代包括支援センター「すくすく」で実施
②地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	月延利用人数 300人	町内2カ所で実施 多世代交流施設内 「ひまわり」 赤碓こども園内 「アトリエ・ラボ」
③妊婦健康診査	延 1,540 件	医療機関委託健康診査 (1人につき14回の健診) 母子保健事業で実施
④産後健康診査	延 270 件	医療機関委託健康診査 (1人につき2回の健診) 子育て世代包括支援センター事業で実施
⑤乳児家庭全戸訪問事業	110人	出生児全員に実施 母子保健事業で実施
⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等の支援に資する事業	養育支援訪問事業 延 40 人	乳児家庭全戸訪問事業後、必要な家庭に保健師等が訪問。要保護児童対策協議会充実。
⑦子育て短期支援事業	延 8 人	児童養護施設へ委託
⑧ファミリー・サポート・センター事業	延 50 人	子育て世代包括支援センター「すくすく」内にファミリー・サポート・センターを設置し、サービス利用の連絡調整を実施。

事業名	量の見込 (2～6年度)	確保策
⑨ 一時預かり事業	延 200 人	町内2カ所で実施 やばせこども園 みどり保育園
⑩ 延長保育事業	延 230 人	町内の全てのこども園・保育園で実施 やばせこども園 しらとりこども園 こがねこども園 ことうらこども園 ふなのえこども園 赤碕こども園 みどり保育園
⑪ 休日保育事業	延 60 人	町内 1 カ所で実施 しらとりこども園
⑫ 病児・病後児保育事業	延 30 人	病児保育 厚生病院内「きらきら園」 病後児保育 みどり保育園内「キッズ・サンサン」
⑬ 放課後児童クラブ	230 人 40 人	通常児童クラブ 町内5カ所(各小学校区) 浦安放課後児童クラブ 八橋放課後児童クラブ 聖郷放課後児童クラブ 船上放課後児童クラブ しおかぜクラブ 長期休業期間限定児童クラブ 町内1カ所
⑭ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	必要に応じ実施	必要量に対応

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。この給付の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

6 教育・保育一体的提供

乳幼児期における育ちの連続性の確保や教育・保育ニーズへの柔軟な対応といった視点から、認定こども園・保育園を子どもの育ちの場として本町の教育・保育施策を長期的、安定的に推進するための柱として位置付けます。

さらに、幼児教育の充実を図るため、公立の「保育所型」のこども園を「幼保連携型」へ類型変更することを目指します。

併せて、認定こども園は地域における子育て支援を行う機能を持つこととされています。全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談事業等を実施します。

◆認定こども園◆

類型	施設名	公私の別
保育所型	琴浦町立やばせこども園	公立
	琴浦町立しらとりこども園	公立
	琴浦町立ふなのえこども園	公立
幼保連携型	琴浦町立こがねこども園	公立
	琴浦町立ことうらこども園	公立
	赤碕こども園	私立



◆保育園◆

施設名	公私の別
みどり保育園	私立

7 認定こども園等から小学校、小学校から中学校への円滑な接続

子どもの健やかな成長を図るため、認定こども園、保育園、小学校、中学校等、関係する教職員が異なる校種について理解を深めることで資質や指導力を高めています。また、校種間の接続において起こりうる「小1プロブレム」「中1ギャップ」といった子どもの不応や問題行動等の課題に対しても、関係機関が連携を密にすることで、解決に向けて取り組んでいきます。

◆主な取り組み◆

- 「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」の共通理解（園・小学校）
- 小学校区を中心とした「接続カリキュラム」の活用（園・小学校）
- 早期支援につなげるための「4歳児訪問」「5歳児訪問」（子育て応援課・教育総務課共催）
- 学校職員による幼児教育体験研修
- 学力向上部・生徒指導部等、小中学校教職員で共通実践・研究している 琴浦町教育研究会
- 専門部研究会、人権・同和教育推進連絡会で共通実践・研究している 琴浦町乳幼児教育研究会
- 幼児・児童・生徒の個別の課題解決に向けた関係者支援会議 等

8 子育てを支える地域づくりを推進するための取り組み

人口減少、核家族化、少子化が進む中、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。全ての子どもの健やかな育ちを保障していくため、様々な世代、立場から子育て家庭に目を向けてもらい、子どもが成長していく過程において、共に見守り育てていく「子育てを支える地域づくり」を進めます。

◆子育てを支えるそれぞれの役割◆

主 体	役 割
琴浦町	「琴浦すくすくプラン」の基本理念にのっとり、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な子育て支援に関する施策を実施します。 県・保護者・地域住民・事業主と連携協力して子育て支援等に取り組む体制を整備します。
鳥取県	「子育て王国とっとり推進指針」にのっとり、子育て支援施策を総合的に推進します。市町村・子育て支援団体への助言及び援助を行います。
保護者	自らが、子育てについて第一義的な責任を有することを自覚して、子どもを大切にし、子どもが基本的生活習慣を身につけ、心身ともに健やかに成長するよう努めます。 それぞれの子どもに応じた最良の子育て支援等を受けるよう努めます。
地域住民	基本理念にのっとり、子ども及び子育てに対する関心を高め、地域における子育て支援等に協力し、子どもを産み、育てやすい環境の整備に努めます。
民生児童委員	担当区域の児童・妊産婦・母子家庭などの状況把握を行い、子育てなどの不安に関する様々な相談・支援を行います。
主任児童委員	地域の児童福祉に関する機関と連携し、区域担当の民生児童委員の活動をサポートします。
事業主	仕事と家庭の両立が図られるよう雇用環境を整備することに努めます。 地域における子育て支援等に協力するよう努めます。 職場における出産及び子育てを支援する制度の活用が妨げられないよう、働く人の意識啓発及び相互理解の促進に配慮します。 希望する全ての女性が安心して子どもを産め、男女を問わず子育てしやすい職場とするよう努めます。

第4章 計画の基本目標と行動計画

1 施策体系図

本町の子どもたちが、地域の関りのなかで豊かに育ち、次の社会をつくる原動力となるよう、基本理念をもとに7つの基本目標を掲げ、一人ひとりの健やかな育ちが実現される社会を目指します。

基本理念	基本目標	行動計画
<p>楽しいよ 子育て一緒に ゆとりある 豊かな子育て 未来を築く</p> <p>子育て一緒に 親育ち 地域で応援 琴浦町</p>	1.地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育・保育施設の整備 (2) 地域子ども・子育て支援事業の充実 (3) 子育て支援に関する情報提供 (4) 児童の健全育成
	2.親子の健康確保と増進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもや保護者、家族の健康の確保 (2) 「食育」の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実
	3.子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 次代の親の育成 (2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	4.子育てを支援する生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安全・安心なまちづくりの推進 (2) 良好な居住環境の確保
	5.仕事と家庭の両立	<ul style="list-style-type: none"> (1) 働き方の見直し (2) 仕事と子育ての両立支援
	6.子ども等の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 乳幼児の不慮の事故防止への取り組み (2) 交通安全の確保 (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (4) 被害に遭った子どもの保護の推進
	7.要保護児童・障がい児等への対応	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童虐待防止策の充実 (2) 障がい児施策の充実 (3) ひとり親・生活困窮家庭等の自立支援の推進

2 基本目標と行動計画

基本理念実現のため、7つの基本目標とその行動計画を次のとおりとします。
行動計画における具体的事業（第5章 2）を●印で示します。

1 地域における子育て支援

少子高齢化や核家族化などの進行に加え、共働き世帯の増加など、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。それにともない、低年齢児（0・1歳児）からの保育の希望が高くなっています。

子育て世帯のニーズを踏まえ、認定こども園、保育園等の教育・保育施設の受け入れの確保に取り組むとともに、全ての子育て世帯を支援するため、家庭で子育てを行う保護者も利用できる「一時預かり」や乳幼児及びその保護者が相互の交流や子育てについての相談、情報の提供などが受けられる「子育て支援センター」その他「放課後児童クラブ」など、地域における様々な子育て支援サービスを提供します。

また、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援するため、子育て世代包括支援センターで「母子保健サービス」「子育て支援サービス」を一体的に提供し、きめ細やかな相談支援を行います。

▼行動計画

（1）教育・保育施設の整備

①認定こども園・保育園のあり方の検討と施設の整備

教育・保育施設の量の見込みに基づく必要利用定数の設定、施設整備

- 幼児教育・保育事業
- 待機児童をつくらないための受け皿確保

②保育料・副食費の軽減

町独自の保育料等無償化施策

- 世帯の第2子以降の保育料・副食費の無償化
- 世帯の3子同時入所時における第1子の保育料・副食費の無償化

③教育・保育の質の向上

職員配置の充実と保育士の確保の推進

鳥取県幼児教育センター等との連携による人材育成

- こども園・保育園職員の研修の充実

（2）地域子ども・子育て支援事業の充実

①教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業利用の利便性の向上

- 利用者支援事業

②母子保健事業との連携強化

- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業

③多様な保育ニーズへの対応

- 延長保育事業
- 一時預かり事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 病児・病後児保育事業
- 子育て短期支援事業
- 休日保育事業

④地域の子育て支援拠点の充実

- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

⑤妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- 子育て世代包括支援センター「すくすく」

（3）子育て支援に関する情報提供

①子育て応援ガイドブック等の作成・配布

- 子育て応援ガイドブック配布
- 町内子育て支援マップの作成

②子育てに関する意識啓発活動

- 町ホームページ・母子健康手帳アプリの活用



（4）児童の健全育成

①児童の居場所の拡充

- 放課後児童クラブ
- 長期休業期間児童クラブ

②地域主体の児童健全育成の推進

- 放課後子ども教室
- 自治公民館を活用した子どもの居場所づくり

③子どもの豊かな体験活動の推進

- 子どもパーク
- プレーパークどんぐり

④心を育てる生涯学習の充実

- 「10秒の愛」※キャンペーン
- 家庭教育講座

※「10秒の愛」：忙しい毎日の中で、10秒ほどのささやかな時間でも子どもと向き合おうという子育ての合言葉。

⑤経済的基盤の支援

- 児童手当支給事業
- 第3子以降出産祝金支給事業
- 乳幼児家庭保育支援給付事業
- チャイルドシート購入費助成事業
- チャイルドシート無料譲渡会事業

2 親子の健康確保と増進

母子保健は、次世代を担う子どもを健やかに育てるための基盤となるもので、妊娠・出産期から子育てまでの切れ目のない支援が重要となります。近年、家庭環境の変化などにより、妊娠・出産や育児に不安や悩みを抱える妊婦・母親が増えています。

子どもに愛情を持って向かい合い、ゆとりを持って子育てをするためには、親の心身の健康が大切です。核家族化や共働き世帯の増加により、気軽に相談できる窓口や親同士の交流の場、子育てに関する情報の提供が求められています。

また、生涯にわたる健康のためには、子どものときから正しい生活習慣を身につけることが大切です。早寝・早起きの生活リズムや食事、歯みがきなどの生活習慣に関する意識を高めていく必要があります。子どもが健やかに育ち、子育てに喜びを感じる親が増えることを目指し、妊娠期から出産・育児期を通して、子育てに関する不安を軽減し、子どもの成長・発達に応じた適切な支援を推進します。

▼行動計画

(1) 子どもや保護者、家族の健康の確保

①母子保健事業の充実

- 妊婦健康診査
- 妊産婦訪問指導
- 産後ヘルパー派遣事業
- 産後ケア事業
- 産後健康診査
- 乳幼児訪問指導
- 育児相談
- 離乳食講習会
- 乳児健康診査（3～4カ月・6～8カ月・9～10カ月）
- 1歳6カ月児健康診査
- 3歳児健康診査
- 5歳児健康診査
- 遊びの教室

②妊娠・出産の希望を叶えるための支援

- 特定不妊治療費助成事業
- 人工授精助成事業

③感染症予防及び予防接種の重要性の啓発の実施

- 予防接種事業
- 結核予防事業

④ 歯科保健事業の充実

- 妊婦歯科健康診査
- フッ素塗布
- むし歯予防教室
- 歯みがき教室
- フッ化物洗口

(2) 「食育」の推進

① 食育に関する啓発の推進

- 健康づくり栄養改善推進事業

② 食に関する学習機会の充実

- 栄養教諭による食育啓発事業
- 「食育の日」PR 事業
- こどもクッキング活動



(3) 思春期保健対策の充実

① 性や性感染症予防に関する正しい知識の普及及び学校での性教育の充実

- エイズ予防対策事業

② 喫煙・薬物、心の問題に係る教育・相談体制づくり

- 教育相談事業

(4) 小児医療の充実

① 小児医療体制における関係機関との連携

② 医療費の助成

- 特別医療費助成事業



3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが自己を確立し、調和のとれた心豊かな人間となるためには、家庭、学校、地域等での体験を通じて学び、多くの人と関わりあいながら成長する必要があります。また、生命を尊ぶ重要性を認識し、次代の親へと成長して「ふるさとを愛し未来を拓く琴浦っ子」を育成していくことが期待されます。

子どもがたくましく生きる力を持つことができるように、地域に根ざした教育活動及び豊かな心を育む教育活動の充実や確かな学力の向上を図り、家庭、学校、地域の連携を深めて、豊かな体験活動の機会の拡大、教育環境の整備、今日的な教育課題の解決を推進します。

▼行動計画

(1) 次代の親の育成

- ①小中高生及び青少年と乳幼児・高齢者との交流事業の拡充
 - 総合的な学習推進事業
 - ジュニアリーダー養成事業

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

- ①確かな学力の向上
 - 30人学級（小1・2）33人学級（中1）35人学級（小3以上）の編成
 - 語学指導外国青年招致事業
 - ICT教育推進に向けたハード面の充実
 - ICT教育推進に向けた教職員の指導力の向上
- ②豊かな心の育成、豊かな体験活動をするキャリア教育の充実
 - 地域学校協働活動推進事業
 - 地域に学ぶ体験学習推進事業（小：梨の栽培体験学習、中：職場体験学習等）
 - 文化振興事業（青少年劇場巡回・小公演の開催等）
 - 読書推進事業
- ③健やかな心と体の育成
 - 運動部活動外部指導者派遣、部活動強化補充事業
 - 教育相談員事業（各中学校）
- ④信頼される地域に開かれた学校づくり
 - 小中学校一斉公開
 - 学校評議員制度（幼保連携型認定こども園でも実施）
- ⑤乳幼児教育の充実
 - ブックスタート
- ⑥特別支援教育の充実・啓発
 - インクルーシブ教育※システム推進事業

※インクルーシブ教育：障がいの有無にかかわらず、地域の中で可能な限りともに学ぶ教育の仕組み。

⑦いじめ、不登校、問題行動への未然防止と対応

- 社会性を育む教育活動推進事業（hyper-QU※等各検査の実施と活用）
- スクールソーシャルワーカー活用事業

(3) 家庭や地域の教育力の向上

①家庭教育への支援の充実

- 家庭教育支援事業
- ペアレント・トレーニング※教室
- 就学支援・奨学資金貸付事業
- 中学生及び高校生通学費補助

②地域と協働した子育て支援

- 放課後子ども教室
- 地区公民館活動事業
- 自治公民館を活用した子どもの居場所づくり

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

①地域、学校及び家庭における情報モラル教育（メディア教育）の推進

- 情報モラル教育の充実

②健康教育（食育、感染症等予防、危険ドラッグ・禁煙教育等）の推進

※hyper-QU：（ハイパー キュー ユー）よりよい学校生活と友達づくりのアンケート。より適切な支援や学級づくりを考えていくための取組。

※ペアレント・トレーニング：保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム

4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもが健やかに育つためには、ゆとりある生活環境の整備が必要です。子育てを安心して行えるよう利用しやすい生活道路の整備を行い、公共機関、公的建造物のバリアフリー化を図り、ユニバーサルデザインを提唱していくとともに、安全で安心な町づくりをめざして、町全体の居住環境整備を図ります。

また、地域全体での子育てへの理解や応援が必要であることから、町内の店舗や施設から子育て家庭を支援する様々なサービスを提供してもらうことで、地域で安心して子育てできる環境づくりを推進します。乳幼児とその親が外出する際の町内の遊び場、オムツ替えコーナー、授乳コーナーの設置場所等を示したマップを作成し、子育て家庭に情報提供することにより、子育てしやすいまちづくりを推進します。

▼行動計画

(1) 安全・安心なまちづくりの推進

- ①事故の危険性が高い通学路において、歩道等の整備の推進
 - 交通安全施設整備事業
 - 街路灯維持管理事業
 - 通学路点検
- ②公共施設、公共交通機関、建築物等のユニバーサルデザインの推進
- ③子育て世帯にやさしいトイレ等の整備
 - 町内子育て支援マップの作成

(1) 良好な居住環境の確保

- ①子どもの安全な遊び場の整備



5 仕事と家庭の両立（職業生活と家庭生活の両立支援）

働く人々が、それぞれの事業に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成30年7月に公布されました。

子育て世帯をめぐっては、共働き世帯の増加や子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく、希望したかたちで子育てに向き合うことができる環境づくりが求められています。男性が育児等のために休暇を取得することについては理解が進む一方、男性の育児休業取得率は依然として低い状況が続いています。さらに、「夫も家事や育児を分担すべき」と考える人が多い状況にも関わらず、家事・育児等に費やす時間は夫より妻の方が大きく上回っている現実があります。

そこで、事業主を対象に、子育て支援に対する意識の向上と支援策の整備をさらに進めるとともに、全ての労働者の働き方に対する意識改革をいっそう推進する必要があります。家庭・地域・職場・行政それぞれの視点で働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）を重視しながら、町全体で仕事と家庭の両立を支援していきます。

▼行動計画

（1）働き方の見直し

- ①仕事と生活の調和の実現に向け、労働者・事業主・地域住民の意識向上を促進するとともに、男女がともに仕事と子育てを両立できる環境を整備するための広報・啓発の実施
育児・介護と仕事を両立できる職場環境づくりを担うリーダー「イクボス・ファミボス」の取り組みの推進
 - 男女共同参画推進
 - 企業に向けた啓発

（2）仕事と子育ての両立支援

- ①ファミリー・サポート・センター事業の設置及び普及
 - ファミリー・サポート・センター事業
 - 病児・病後児保育事業
 - 休日保育事業
- ②放課後児童クラブ事業の拡充
 - 放課後児童クラブ事業
 - 長期休業期間児童クラブ事業



6 子ども等の安全の確保

子どもが健やかに育つためには、親子が安心して外出・移動できる環境の整備が必要です。子どもの交通安全を確保するために、町や警察、教育機関等が連携して、交通安全教室の開催等により、子どもに交通安全意識を芽生えさせるような事業に取り組んでいきます。

また、子どもを犯罪の被害から守るために、防犯灯の設置や PTA やボランティアによるパトロール活動、声かけ運動の実施、子ども SOS 連絡所等の増設等、危機管理マニュアルに従って、防犯への意識啓発を行い、犯罪の抑止・撲滅を図ります。

万一子どもが犯罪等の被害にあった時には、一刻も早く立ち直るように専門家、専門機関との連携を強化し、適切な支援（カウンセリング等）ができるような体制を整えます。

▼行動計画

（1）乳幼児の不慮の事故防止への取り組み

- ①事故予防のための啓発
- ②事故発生時の応急処置方法の啓発

（2）交通安全の確保

- ①交通安全教育の推進
 - 交通安全思想普及啓発事業
- ②チャイルドシートの正しい使用の普及・啓発

（3）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- ①PTAやボランティアによるパトロール活動の実施
 - 地域安全パトロール隊による子ども達の見守り活動
- ②声かけ運動の実施
- ③「子どもSOS連絡所」「子ども110番の家」等の拡充
- ④学校警察等連絡制度の活用
 - 不審者情報の共有
- ⑤防犯対策の推進
 - 児童防犯笛配布事業

（4）被害に遭った子どもの保護の推進

- ①カウンセリング体制の確立

7 要保護児童・障がい児等への対応（鳥取県施策との連携を含む）

子育て家庭のライフスタイルや就労形態が多様化するなかで、それぞれの家庭に応じた子育ての環境づくりが必要となります。要保護児童※や障がい児等への支援や子育てに悩む親への支援は重要な課題の一つとなっています。

子育て中の保護者の孤立や子育て・育児に関する不安を解消するため、子育て支援センターや子育て世代包括支援センター等での相談体制の充実を図ります。

また、多様化している子育て家庭の中でも、ひとり親家庭、障がいのある子どものいる家庭は様々な困難を抱えていることが多く、発達気になる子への早期支援・保育の充実、ひとり親家庭への生活支援及び就労支援等、個々のニーズに合わせた施策やサービスの充実を推進します。

要保護児童等支援の必要な児童へは、要保護児童対策地域協議会※で関係機関の相互連携と協力体制を充実し、支援を行います。

また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、支援を必要とする家庭に、行政の支援が確実につながる仕組みを整えるとともに、関係機関の連携による子どもの貧困対策を推進します。

▼行動計画

（1）児童虐待防止策の充実

①関係機関との連携体制の強化

- 要保護児童対策地域協議会

②発生予防、早期発見、早期対応

- 養育支援訪問事業

（2）障がい児施策の充実

①障がい児保育・教育の充実

- 障がい児保育事業
- エール巡回指導事業
- インクルーシブ教育システム推進事業

②在宅サービスの充実

- 心身障がい児(者)福祉費
- 障がい者自立支援給付事業
- 障がい者在宅福祉事業児童通所サービス
- 地域生活支援事業

③障がい児家庭の保護者支援の充実

- 特別児童扶養手当
- 特別支援教育就学奨励費(小中学校)
- 保護者交流事業

（3）ひとり親・生活困窮家庭等の自立支援の推進

①相談体制の充実

②生活支援事業の拡充

- 児童扶養手当事業
- 災害遺児手当
- 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業（小中学校）

③学習支援の充実

- 放課後児童クラブ学習支援事業

※要保護児童：①保護者に監護されることが不適切であると認められる児童

②保護者のいない児童

③保護者の養育を支援することが特に必要だと認められる児童

※要保護児童対策地域協議会

：市町村が実施主体で、要保護児童等を関係機関で情報共有しながら見守り・サポートしていく組織。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の実施状況の把握及び推進に向けて

子ども・子育て会議の設置

計画の推進にあたっては、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

第2期計画の推進にあっても、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き子ども・子育て会議で、毎年度計画の実施状況について点検・評価を行っていきます。

◆「琴浦町子ども・子育て会議」における点検・評価

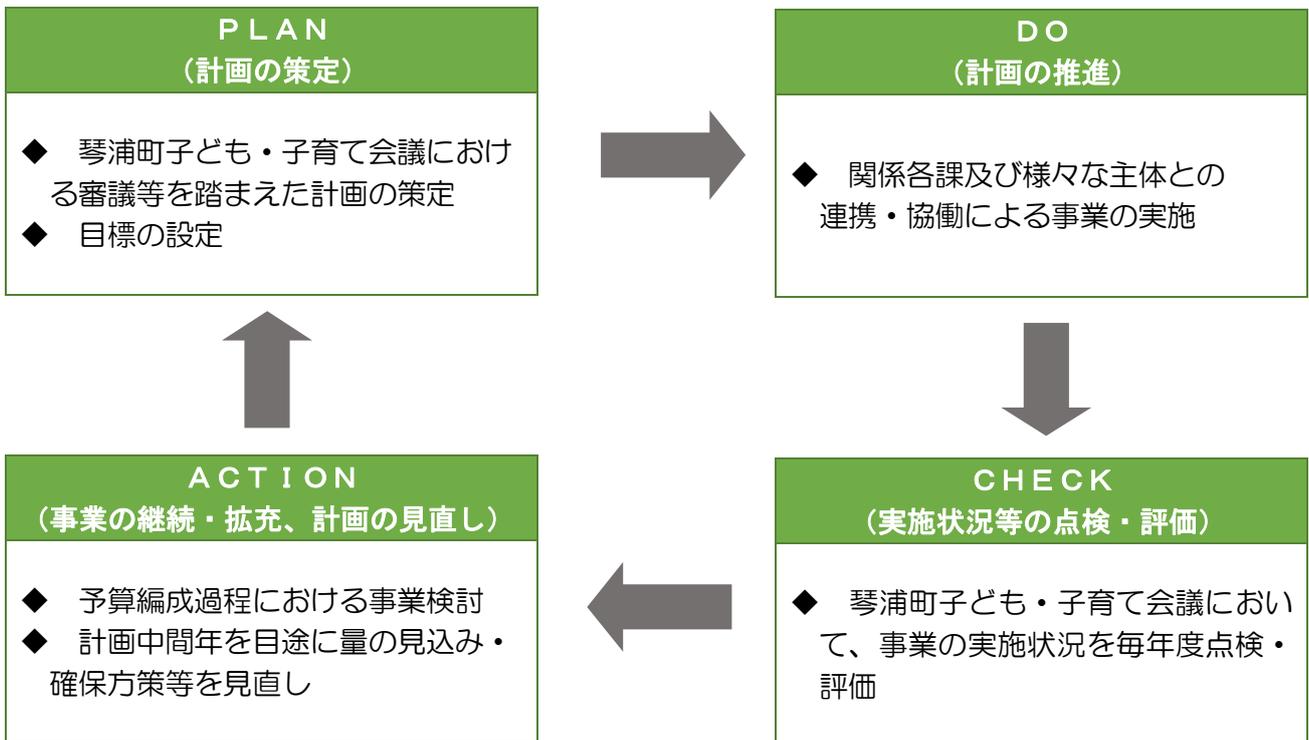
子ども・子育て会議において、毎年度の計画の実施状況について点検・評価を行い、見直し、実行していく PDCA サイクルを推進します。

◆「琴浦町子ども・子育て会議」における課題の把握と協議

琴浦町の子どもや子育て家庭を取り巻く課題の把握に努め、継続的な協議を行います。保育士の確保、子どもの貧困問題、地域での子どもの居場所づくり等、今後も必要に応じて国や県などとも連携し具体的な施策や取り組みを検討します。

◆庁内関係各課との連携

担当課だけでなく、全庁的な取り組みとするために、関係課職員の連携を強化し、評価した結果が総合的に反映される体制づくりに努めます。



2 事業の実績及び実施目標

1 地域における子育て支援

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(1) 教育・保育施設の整備				
幼児教育・保育事業	① 認定こども園	6園	6園	子育て応援課
	② 保育園	1園	1園	
	③ 公立園の幼保連携型への類型変更	2園	5園	
	④ 待機児童数	0人	0人	
	⑤ 保育料・副食費の軽減	第3子無償 第2子無償 3子同時入所無償	継続	
	⑥ こども園・保育園職員の研修の充実	教育・保育研修 45回 発達支援研修 10回	継続	
障がい児保育事業				7(2)に記載

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実				
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)	1カ所	1カ所	子育て応援課
	② 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	3カ所	2カ所	
	③ ファミリー・サポート・センター事業	1カ所	1カ所	
	④ 一時預かり事業 (一時保育事業)	2カ所	2カ所	
	⑤ 延長保育事業	全園	全園	
	⑥ 病児保育事業	1カ所	1カ所	
	⑦ 病後児保育事業	1カ所	1カ所	
	⑧ 休日保育事業	1カ所	1カ所	
	⑨ 子育て短期支援事業	委託契約3施設 利用 6件	継続	
妊婦健康診査・産後健康診査・乳児家庭全戸訪問事業				2(1)に掲載

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(3) 子育て支援に関する情報提供				
子育て支援啓発	① 子育て応援ガイドブックの発行	年1回発行	年1回発行	子育て応援課
	② 子育て支援マップの作成	—	計画期毎に更新	
	③ ホームページ・母子健康手帳アプリの活用	随時活用	充実	

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(4) 児童の健全育成				
放課後児童クラブ事業	① 放課後児童クラブ	5カ所 定員 230人	5カ所 定員 230人	子育て応援課
	② 長期休業期間児童クラブ	—	1カ所 定員 40人	
	③ 放課後児童支援員の配置	13人	各クラブ3人以上 (研修修了者 15人)	
地域における子どもの居場所づくり	自治公民館を活用した子どもの居場所づくり	—	3カ所	
児童館事業	「遊び」を通じた健全育成のための事業及び児童への遊び場の提供	2カ所	2カ所	人権・同和教育課
子どもの豊かな体験活動の推進	① 子どもパーク	20回	継続	社会教育課
	② プレーパークどんぐり	月1回	継続	
児童厚生施設事業	① 家庭教育講座			3(3)に掲載
	② 放課後子ども教室			
子育て世帯経済的支援	① 児童手当支給事業	実施	継続	子育て応援課
	② 第3子以降出産祝金支給事業	47件	継続	
	③ 乳幼児家庭保育支援給付事業	80件	継続	

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(4) 児童の健全育成(続き)				
子育て世帯経済的 支援	④チャイルドシート 購入費助成事業	89件	継続	子育て応援課
	⑤チャイルドシート 無料譲渡会	14台	他機関への移行も 検討	
「10秒の愛」キャ ンペーン	子育ての合言葉として 「10秒の愛」を普及	保護者の認知度 84%	保護者の認知度 100%	社会教育課

2 親子の健康確保と増進

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(1) 子どもや保護者、家族の健康の確保				
母子保健事業	① 妊婦健康診査	延 1,416 件	100%	子育て応援課
	② 妊産婦訪問指導	延 131 人	100%	
	③ 乳幼児訪問指導 (乳児家庭全戸訪問事業)	124 人	100%	
	④ 育児相談	137 人	65%	
	⑤ 離乳食講習会	55 人 (6 回)	30%	
	⑥ 乳児健康診査 (3~4 カ月)	135 人 (98.5%)	100%	
	⑦ 乳児健康診査 (6~8 カ月)	121 人 (97.6%)	100%	
	⑧ 乳児健康診査 (9~10 カ月)	108 人 (82.0%)	90%	
	⑨ 1歳6カ月児 健康診査	126 人 (97.7%)	100%	
	⑩ 3歳児健康診査	119 人 (99.2%)	100%	
	⑪ 5歳児健康診査	29 人 (93.5%)	100%	
	⑫ 遊びの教室	年 11 回	継続	
	⑬ 産後ヘルパー	1 人	継続	
	⑭ 産後ケア事業	(H30 開始)	継続	
	⑮ 産後健康診査	(H31 開始)	ハイリスク産婦フォロー 100%	
	⑯ 特定不妊治療費助 成事業	17 人 (32 回分)	継続	
	⑰ 人工授精助成事業	4 人 (12 回分)	継続	

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(1) 子どもや保護者、家族の健康の確保（続き）				
予防接種事業	①【定期予防接種】 乳幼児や児童・生徒 を対象に、BCG・B型 肝炎・ヒブ・肺炎球菌・ 不活化ポリオ・四種混 合・麻疹・風疹・二種混 合・日本脳炎・子宮頸が ん・水痘の予防接種を実施	実施	継続	子育て応援課
	②【任意予防接種】 希望する乳幼児や児 童・生徒・成人に対し、 おたふくかぜ、季節性イ ンフルエンザ、ロタウイ ルス等の予防接種費用 を助成	実施	継続	
歯科保健事業	① 妊婦歯科健康 診査	41人(33.6%) <small>H29年度交付分（6月末時点）</small>	50%	
	② フッ素塗布	97.8%	100%	
	③ むし歯予防教室	全園実施	継続	
	④ 歯みがき教室	45人	50%	
	⑤ フッ化物洗口	全園実施	継続	

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(2) 「食育」の推進				
健康づくり 栄養改善推進事業	食生活改善推進員や 栄養士等が小学校・保 育園等で食育活動	7回	7回	子育て応援課
食育の日PR事業	各保育園・こども園で 食育の日をPR	月1回	月1回	
こどもクッキング 活動	各保育園・こども園で 年長児に調理実習・栄 養指導を実施	6園 (12回)	全園	
栄養相談事業	各小中学校で栄養教 諭による食育授業を 開催	栄養教諭とのTT 授業及び給食時間 の指導179回	継続	学校給食センター

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(3) 思春期保健対策の充実				
エイズ予防対策事業	各中学校の生徒を対象に性感染予防を実施	各中学校で講演会を実施	継続	教育総務課 子育て応援課
教育相談事業	スクールカウンセラー、相談員の配置			3(2)に掲載

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(4) 小児医療の充実				
特別医療費助成事業	小児(18歳に達する年度末まで)、特定疾病、ひとり親家庭、身体障がい(1・2級)、精神障がい(1級)、知的障がい(A)の者の医療費を助成	給付実績(小児) 件数: 30,709件 助成額: 51,744千円	継続	すこやか健康課

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(1) 次代の親の育成				
総合的な学習推進事業	小中学生による幼児施設、高齢者施設の体験及び交流	幼児交流全小中学校 高齢者体験交流5校	継続	教育総務課
ジュニアリーダー養成講座	ジュニアリーダー人材育成のためサークル活動を実施	実施	継続	社会教育課

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備				
30人学級等編成事業(小中学校)	きめ細かな指導を充実させるため、30人学級等を導入	実施 30人以下学級(小1~2) 35人以下学級	継続	教育総務課
語学指導外国青年招致事業(中学校)	英語授業の補助等を目的に、英語指導助手の受け入れを行う	各中学校1人ずつ配置 各小学校月1回訪問 各園月1回訪問	継続	
ICT教育推進に向けたハード面の充実	学習環境の整備に向け、児童生徒1人1台のタブレットを導入	5人に1台配備	1人1台配備	

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備(続き)				
ICT教育推進に向けた教職員の指導力の向上	ICT支援員を導入し、効果的に授業で活動できる教職員数の増加	70%	90%	教育総務課
地域学校協働活動推進事業	ボランティアコーディネーターの配置及びボランティア保険、活動経費	コーディネーター 各校1名配置 ボランティア保険 163人	継続	
地域に学ぶ体験学習推進事業	小学校梨栽培体験 中学生町内職場体験学習 (わくわく体験学習)	梨栽培：全小学校 町内職場体験学習： 各中学2年生	継続	
文化振興事業	青少年劇場巡回・小公演の開催、郷土歴史学習等の実施	青少年劇場2校 他の芸術鑑賞6校 町内社会科見学全 小学校実施	継続	
部活動強化補充事業	運動部活動外部指導者派遣等	赤碓中学校：1名 東伯中学校：2名	継続	
教育相談員事業(中学校)	生徒が抱えている悩みやストレス等を軽減するため、スクールカウンセラー、相談員を配置	スクールカウンセラー 東伯中学校区2人 赤碓中学校区1人配置 相談員 各中学校に1人配置	継続	
スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーの配置と各学校相談、事例への対応	教育総務課に配置 (2人) 全小中学校へ 随時訪問、支援	継続	
インクルーシブ教育システム推進事業	特別支援コーディネーターの配置	教育総務課に配置 (1名)	継続	
社会性を育む教育活動推進事業	いじめ問題等の未然防止や早期発見、対応するために hyper-QU を活用する。	hyper-QU 年2回実施	継続	
小中学校一斉公開	一斉公開と評価やアンケートの実施	年2回	継続	
学校評議員の配置(幼保連携型認定こども園・小中学校)	学校・園運営について意見や助言を受けるための評議員を配置	各小中学校 4・5人配置 委員会年2回	拡充 (R2から幼保連携型認定こども園にも配置)	教育総務課 子育て応援課

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備（続き）				
読書推進事業	図書の貸出、移動図書、おはなし会の開催等	団体貸出 各保小月1回 お話し会 週1回	継続	社会教育課
ブックスタート	乳幼児期の子どもがいる家庭に絵本を配り、本に親しみ、楽しさを知り、親子のふれあいを深める	6ヵ月健診6回 3歳児健診7回	継続	社会教育課

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(3) 家庭や地域の教育力の向上				
家庭教育支援事業	家庭教育講座 各小中学校・子育て支援センターで実施	小学校 4回 子育て支援センター 5回	継続	社会教育課
ペアレント・トレーニング教室	各こども園・保育園 子育て世代包括支援センターで開催	—	10回	子育て応援課
地域と協働した子育て支援	自治公民館を活用した子どもの居場所づくり			1(4)に掲載
放課後こども教室	子どもの居場所づくりに向けた週末、放課後の活動を実施	2地区公民館	拡充	社会教育課
地区公民館活動事業	各地区公民館で地域の特色のある体験活動等の事業を実施	全地区公民館	継続	
奨励金給付事業	琴浦町進学奨励金給付	高校生 131人 専修学校・大学生 76人	高校生 継続	教育総務課
林原育英奨学資金	大学、高校、各種学校 進学資金貸し付け	1件	継続	
中学生及び高校生通学費補助	古布庄・以西地区及び法万・杉地・野田・福永・倉坂・大杉から通学する生徒の通学費を補助	中学生 30人 高校生 17人	拡充 (R2から山田・森藤・上光好・上中村を追加)	

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進				
情報モラル教育の充実	ネット犯罪に巻き込まれないよう、危険性や使い方など、各校で発達段階に合わせた情報モラル教育を実施する	実施	継続	教育総務課

4 子育てを支援する生活環境の整備

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(1) 安全・安心なまちづくりの推進				
交通安全施設整備事業	交通事故防止のため、ガードレール、カーブミラー等を設置	カーブミラー及びガードレール設置・修繕8箇所	要望に対して適切に対応する	建設環境課 総務課
街路灯維持管理事業	街路灯の新設及び修繕	LED街路灯更新・修繕10基、新設1基	要望に対して適切に対応する	建設環境課
通学路安全点検	通学路の危険箇所確認、安全点検	8月9日～10日の2日間に実施	年1回実施	建設環境課 (警察、学校) 教育総務課
子育て支援マップ	子育て支援マップの作成・啓発			1(3)に掲載

5 仕事と家庭の両立

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(1) 働き方の見直し				
男女共同参画推進	男女共同参画社会の形成に向けて、各種啓発活動等を行う。	実施	継続	企画政策課
企業に向けた啓発	子育てに関する企業の理解を深め、仕事と家庭の両立ができる環境の整備を図る	啓発チラシの配布	継続	商工観光課
(2) 仕事と子育ての両立支援				
仕事と子育ての両立支援	① ファミリー・サポート・センター			1(2)に掲載
	② 病児・病後児保育			
	③ 休日保育			
	④ 放課後児童クラブ			1(4)に掲載
	⑤ 長期休業期間限定児童クラブ			

6 子ども等の安全の確保

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(1) 交通安全の確保				
交通安全思想の普及 啓発事業	交通安全思想の普及・ 浸透を図り正しい交 通マナーを習慣づけ る	交通安全教室 9回 自転車りんりん指導 2回×2カ所	交通安全教室 拡充 (10回) 自転車リリリ指導 継続 (2回×2カ所)	総務課
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進				
児童用防犯笛配布事 業	小学1年生に防犯笛 を配布	全小学1年生(寄 付によるもの)	継続	教育総務課
地域ぐるみの学校安 全体制整備事業	① 地域安全パトロ ール隊による子ど も達の見守り活動	9地区 実施	継続	社会教育課
地域ぐるみの学校安 全体制整備事業	② 不審者情報提供 による注意喚起	随時	継続	教育総務課 社会教育課

7 要保護児童・障がい児等への対応（鳥取県施策との連携を含む）

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(1) 児童虐待防止策の充実				
要保護児童対策事業	要保護児童対策地域 協議会	取扱い案件 60件	充実	子育て応援課
地域子ども・子育て 支援事業	養育支援訪問事業	2件	継続	

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(2) 障がい児施策の充実				
障がい児保育事業	障がい児及び支援の必要な児に支援保育士を配置	配置保育士 17 人 対象児 18 人(2:1 の対应有)	継続	子育て応援課
エール巡回指導	鳥取県発達障がい者支援センター指導員による指導	年 10 回	継続	
心身障がい児(者)福祉費	心身障がい児に対し、補装具の交付及び修理費用の給付	実人数 5 人 延べ 10 人	継続	福祉あんしん課
障がい者自立支援給付事業	障害者総合支援法の下、障がい児へのホームヘルプサービス提供	0 人	必要に応じて実施	
児童通所サービス	児童福祉法の下、障がい児へのサービス提供（児童発達、放課後等サービスなど）平成24年4月から実施	医療型児童発達支援 実2人延べ24人 児童発達支援 実3人延べ20人 放課後等デイサービス 実25人延べ252人 保育所等訪問支援 実3人延べ6人	継続	
地域生活支援事業	障害者総合支援法の下、障がい児へのサービス提供（移動支援、日中一時支援）	移動支援 実人数 2 人 延べ 23 人 日中一時支援 実 17 人 延べ 152 人	継続	
特別児童扶養手当	身体等に障がいのある20歳未満の児童を養育している父母等に手当を支給	45 人 1 人当たり月額 1 級：51,700 円 2 級：34,430 円	継続	
特別支援教育就学奨励費(小中学校)	特別支援学級に在籍する児童・生徒の給食費、修学旅行費、学用品費等の一部を補助	小学校 36 人 中学校 7 人	継続	
特別支援教育の充実	インクルーシブ教育システム推進事業			3(2)に掲載
保護者交流事業	発達支援の必要な児を持つ保護者のピアカウンセリング及び療育指導	6 回 延べ 21 人	継続	子育て応援課

事業名	内容	平成30年 実施事業量等	令和6年 目標事業量	関係機関等
(3) ひとり親・生活困窮家庭等の自立支援の推進				
児童扶養手当事業	離婚等により、父又は母により養育されている児童(18歳になった年度末まで)を養育している者に手当を支給(所得制限あり)	継続 42,500円/月 を上限に支給	継続	福祉あんしん課
災害遺児手当	父母が災害事故により死亡又は廃疾の状態、義務教育終了前児童を養育している者に月額2,000円を支給(児童年金との重複受給不可)	0件	必要に応じて 実施	子育て応援課
要保護・準要保護児童・生徒援助費 (小中学校)	経済的理由によって就学が困難な家庭の児童・生徒に対し、給食費、修学旅行費、学用品費等を補助	要保護 6人 準要保護 148人	継続	教育総務課
学習支援事業	放課後児童クラブでの学習支援の実施	1カ所	継続	子育て応援課

◆子ども・子育て会議条例

琴浦町条例第 25号
平成 25 年9月30日

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、琴浦町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子育て当事者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 児童福祉行政に携わる者
- (5) その他町長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、町長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 前条（第1項ただし書を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。

(意見の聴取等)

第7条 子育て会議（部会を含む。）は、議事において必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子育て応援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◆令和元年度 子ども・子育て会議委員名簿 (令和2年3月現在)

区 分		氏 名	備 考	人数
学識経験者	鳥取大学 地域学部 地域学科 人間形成コース 准教授	畑 千鶴乃	【会長】	3
	保育リーダー	山本 真理子		
	元教育長	永田 武		
子育て当事者	小学校 PTA 役員代表	杉山 太郎	【副会長】	1
	保育園保護者会連絡協議会 代表	福田 真幸		2
		入江 翠		
子ども・子育て支援に 関する事業に従事す る者	赤碕こども園長	片桐 隆嗣	園長代表	4
	みどり保育園長	島本 祐子		
	こがねこども園長	河本 晴美		
	ことうらこども園長	福本 博美		
	琴浦町社会福祉協議会 事務局長	小代 ひとみ	事業所代表	1
児童福祉・教育行政に 携わる者	民生児童委員 (主任児童委員)	倉長 幸代	代表	4
		浪花 恵子		
	赤碕小学校長	小木 佐智子	小学校長代表	
	副町長	山口 秀樹	町行政代表	

◆第2期 琴浦すくすくプラン策定の経過

実施年月日	内 容
平成31年1月	ニーズ調査の実施 ・就学前児童をもつ保護者 調査票回収数 461部 ・小学生児童をもつ保護者 調査票回収数 528部
平成31年4月 ～ 令和元年9月	ニーズ調査の集計・分析
令和元年10月	第11回子ども・子育て会議 ・ニーズ調査の結果について ・計画改定のポイントについて
令和2年1月	第12回子ども・子育て会議 ・計画書（素案）の検討
令和2年2月	第13回子ども・子育て会議 ・計画書（素案）の再検討
令和2年2月～3月	素案のパブリックコメントを実施
令和2年3月	第2期計画策定・公表



第2期 琴浦 すくすく プラン

発行月：令和2年3月

編集・発行：琴浦町 子育て応援課

〒689-2392

鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2

電話番号 0858-52-2111 (代表)

0858-52-1709 (直通)

ファクシミリ 0858-49-0000

